

平成30年12月10日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長兼住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

議 事 日 程 第 2 号

平成30年12月10日 9時00分 開議

日程第1 陳情第37号及び第44号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成30年12月10日

午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第1、陳情第37号、義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める陳情書について、及び陳情第44号、待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書についてを一括議題とします。

なお、陳情第43号は審査未了になりましたので、議題としないことを報告します。

これから、委員長報告を行います。

陳情第37号及び陳情第44号について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長、坂本あや君。

総務教育常任委員長（坂本あや君）

おはようございます。

委員会の審査報告を致します。

まず、陳情第37号、義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める陳情書は、これまで継続審査となっておりました。

その趣旨は、1つは教職員の定数増を求めること。2つとして義務及び高校の標準法を改善し、教職員定数改善計画を策定してほしい、という2点を国に求めるものでした。

委員からは、教職員の働き方には趣旨のような学校現場における業務の多忙さや提出物の多さ等によって、生徒にかかわる時間の確保が難しい現状があるのではないかという意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと致しました。

続きまして、陳情第44号、待機児童解消、保育所の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書の趣旨についてですが。

1つとしては、待機児童を解消すること。認可保育所の整備計画や、保育所等の整備交付金の増額などによる支援の拡充と、財源措置を求めること。2つとして、保育士等の職員の配置基準を見直し、賃金の引き上げを求めること。3つ、保育の無償化の実施については、地方自治体の負担増としないこと。以上を国に求めてほしいという内容でございました。

委員からは、本町には待機児童についての問題はないですけれども、保育士の持ち人数の関係で異学年の混合保育などが行われてきた経緯もあり、保育環境の充実については全国の動きに合わせて国に求めていく必要があるのではないかという意見がございまして、本陳情書は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、2点についてご報告を致します。

議長（山崎正男君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第37号、義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める陳情書についての質疑は

ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第 37 号の質疑を終わります。

次に、陳情第 44 号、待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第 44 号の質疑を終わります。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、陳情第 37 号、義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 37 号の討論を終わります。

次に、陳情第 44 号、待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 44 号の討論を終わります。

これから採決を行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、陳情第 37 号、義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 37 号は委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

次に、陳情第 44 号、待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第44号は委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

5番（澳本哲也君）

おはようございます。

今回も一発目ということで、ちょっと気合いを入れてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

今回は、質問事項は僕は1つです。子どものいじめ問題についてということでやりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願います。

今現在、人権週間ということで、なかなか自分でもこの時期が良かったなという気がしますので、よろしくお願います。

この質問は、28年度の12月議会でも質問させていただきました。やっぱりいじめということは、どういうことか。いじめの定義はということで、ちょっと触れさせていただきます。このいじめの定義が、過去4回ほど変わっております。昭和61年、そして平成6年、平成18年、そして平成25年と、4回に変わってきてますので。今、新しい方はですね、いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等、一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒は心身の苦痛を感じているものということになっております。なかなか難しいがですけども。実際ですね、発生件数やなしに認知件数になっているということが、まず違うところだというふうに理解をしております。

そして、昨年度のいじめの件数、衝撃を受けましたけども、32万8,000件。28年度に比べて9万件も増加しているという調査結果が発表されました。ざっと計算しますと、一日に900件近いいじめの事案が全国で発生しているということになります。そして、いじめ防止対策推進法第28条第1項という規定があるがですけども、この規定は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財政に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、ということになってます。この重大な事件が474件も起こっておる。

そして、高知県のいじめの発生件数が、小学校が1,266件、中学校が469件、高校が268件、そして特別支援学校39件と。合計2,042件起こっております。昨年度。まあ解消したというものが1,632、解消に向けて取り組むというのが398ということになっております。

そして、この報告を受けて、当黒潮町のいじめの実態はどうなっているのか。あるなしにかかわらず、実態、取り組みについて、まず聞きたいと思えます。

よろしくお願います。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

おはようございます。

それでは、澳本議員の1番目の質問、昨年度の当町のいじめの件数、実態についてお答えを致したいと思

ます。

2011年の滋賀県大津市で起きた中学生いじめ自殺事件をきっかけと致しまして、いじめ防止対策推進法が2013年に制定をされ、毎年、いじめにかんする全国調査が行われております。

このいじめの定義につきましては、先ほど議員からご説明のあったとおりでございます。平成29年度の結果について、この10月に文部科学省より公表をされましたけれども、昨年度の全国の学校におけるいじめ認知件数は、前年より9万1,235件増加をしたというふうに報道をされております。

当町における同様の調査結果につきましては、29年度の認知件数は、小学校で16件、前年より12件の増。中学校におきましては、前年度0件に対しまして3件の認知件数ということになっております。このうち、小学校で12件はいじめが解消。ただし、日常的な観察は継続をしております。4件は解消に向けて取り組み中。中学校では3件とも解消をしております。特に重大な案件は発生をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

小学校が16件、中学校が3件ということで、解消には向けているということですけども。

教育長にお尋ねします。

その解消という定義はどっから来るんでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

現場で、学校で生徒を指導する場合に、いじめをされたという児童生徒に対して、まず聞き取りを致します。その上で、いじめをしたといわれる児童生徒にも同じように聞き取りを致します。そのときの経過等を詳しく調査をして、お互い、場合によっては話し合いによって、もういじめをしないということも本人たちに確認をしますけれども、その後の日常的な観察を持って解消をしたというふうに現場で判断を致します。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

日常的にやっていくということですけども。

学校、委員会は、いじめの日常的な実態把握のためにアンケート調査等を行っていると思いますけども。学校が直接、生徒児童に対して行った方法とは、アンケート以外はほかにありますでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

学校では、大体我々が年に2回以上、児童生徒へのいじめ発見にかんするアンケートを実施するように義務付けをさせていただいております。ほとんどの学校が3回、多い所で4回実施をしております。

そういう生徒たちへのアンケートのほかに、スクールカウンセラー等が学校に配置をしておりますので、そ

の際に気付いていただくと。もちろん学級の先生が気付くことが一番多いんですけども、そういう外部の方のカウンセラー等の際に気付くということもございます。

それから、学級会等の中でそういう話が出て、子どもたちの中から先生に報告があったというようなことも聞いております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

確かにですね、その学級会とかアンケート等をやってくれておりますけども、いじめの発見ということで、きっかけが学級担任が 49.2 パーセントと。次に、本人からの訴えというものがやっぱり大事と思うがです。31.4 パーセント。やっぱり本人がいじめられたという認識を持ってきっちり相談できるという環境づくり、これが一番大事じゃないかなと思うがですけども。

そういう取り組むように、これからやっていくというような環境はないでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

やはり一番は、教員と生徒の信頼関係が一番重要だと思います。相談体制をつくりますというだけではなくて、相談しやすい関係性、あるいは学校の雰囲気等がまずは一番だと思いますので。

後の質問でも少しお答えをすることになりますけれども、日ごろから先生が人権感覚を持って、子どもたちとの信頼関係をしっかり構築しておくことが、きちっとした子どもたちのいじめのサインを見抜き、それから子どもたちからの SOS をしっかり受け止めることになろうかと思えます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

やっぱり個人面談の実施とか、結構いろいろやり方があると思いますので、そういう積極的に何といても早期発見がいじめのこの問題の大事なところですので、そこらへんよろしくお願ひしたいと思えます。まずですね、このいじめの発見がいかにかい早くで、その人の運命も決まる、そして命も決まるというような事案ですので、まず第一次、第二次対応で取り組んでもらいたいなと思っております。

次、2 番にいきます。

いじめのその新しい、人権ですよね。新しい取り組みとして、町独自でこれからもっともっとやっていかないかんがじゃないかなと思うがですけども。このいじめに対してですね、また何か新しい取り組み等がありましたらお知らせしたいんですけども。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは澳本議員の 2 番目の質問、いじめ、人権の新しい取り組み、町独自の取り組みについてお答えを致します。

当町では平成 26 年 11 月に黒潮町いじめ防止基本方針を定め、本年 2 月に改定をしたところでございます。この基本方針では、いじめ防止等にかんする基本的な考え方、そのための対策と内容にかんすること、そのた

めに町が実施をする施策、小中学校で実施をする施策及び万一重大な事態が発生したときの対処につきまして、具体的な措置等について明記しております。この町基本方針に基づいて、各校でもそれぞれ基本方針を定めて、その取り組みを進めているところです。

主なものと致しましては、まず人権教育にかんしては、取り出して授業や学習をする時間を確保することは重要であることは言うまでもございませんけれども、最も大事なことは、先ほども申しましたけれども、教職員一人一人が人権感覚を持って、人権の視点を入れた教科横断的な授業や学級活動であると思います。そのような感情を持って人権教育の充実を図ってまいります。また、児童生徒の人権感覚が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組むこと。そのためには児童生徒が自他の大切さを強く自覚し、良さを認め合える人間関係を協力してつくることできるように、児童生徒にかかわる教職員の人権感覚を育成するための研修会等を積極的に提供するなど、人権感覚をはぐくむ人権教育の推進を図ることとしております。

さらに、児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるように道徳教育を推進すること。

そのほか、児童生徒一人一人が持っている力を引き出す生徒指導の推進、児童生徒の主体的な活動の推進、教職員の資質向上などに取り組んでいるところでございます。

また、近年はインターネット上でのいじめも深刻化をしており、児童生徒に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実も図っているところでございます。

そのほか、先ほどもご説明しましたけれども、学校には年2回以上のいじめアンケートの調査を義務付けているところでありまして、すべての学校で年2回以上、平均的には3、4回のアンケートを実施しております。結果に応じて個別面談、日記や家庭訪問など、さまざまな取り組みを組み合わせたいじめの認知に努めるよう求めているところでございます。相談体制、相談支援体制の整備充実としましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置によりまして、各学校における校内支援会議の充実など、チーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期解決につなげることとしていくところです。

また、いじめを積極的に認知するためには、教職員が子どもと向き合うことのできる時間の確保、その体制の整備が必要であります。そのために教職員が本来の教育に係る業務に集中できるよう環境を整えるために、教員でなくてもよい業務等につきましては、支援員の配置や作業の委託、校務支援システムの導入などを図っているところであります。

いずれにしても、児童生徒が人とつながり、人を思い、人に役立つことを大事にしながら、それぞれの夢や志をはぐくむことが教育の基本であり、いじめ防止の基本であると思います。その点から言えば、当町が総合戦略に位置付けをしています、ふるさと・キャリア教育が黒潮町独自の取り組みであるとも言えますし、黒潮町いじめ防止基本方針にもいじめ防止のための施策として位置付けをしているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）



学校等ですね、本当に積極的にいじめの早期発見、そして人権感覚をしっかり自分たちが身に付けて、そして子どもたちの変化に一足ちょっとでも早く気付こうという取り組みは本当に素晴らしいと思います。

しかし、そのさっきも教育長から言ったように、スマートフォン、インターネット等の使い方はどうなっているのかなという疑問もあります。

そして、ちょっと質問ですけども、そのインターネット、スマートフォンですよね。スマートフォン等のその携帯率とか、そういうようなアンケート調査なんかしておられるでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

特に中学校では所持率について調査をしているというふうに聞きますけども、申し訳ございません、手元今その結果について報告を受けてございませんので。

校長会等で約6割程度は持っていますというふうな報告を受けたことは何度かございますけども、正確な数字までは、申し訳ございません、今持ち合わせておりません。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

6割程度。その6割ですよ、どうして持たせているのかとか、結構理由があると思うがです。

そのときに、やはり持たせる限りはやっぱり責任というものが発生します。そこで、親と一緒にスマートフォンの使い方、SNSの使い方、そういったものを一緒に学習していくという時間も必要じゃないかなと思うがですけども。

そういった考えはありませんでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

中学校におきましては大体年に1回程度、NTTさん等々事業者の方をお呼びをして、スマートフォン等の安全な使い方について子どもたちに学習会を実施をしているところであります。

それから、幡多地区のPTA連合会では、スマートフォンですとかSNSの使い方について全家庭で統一をして子どもたちに守らせましょうということで幡多っ子ネット宣言という取り組みをしております、そういうことで保護者の協力を得て推進をしております。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

やっぱりネット、SNSによるひぼう中傷とかが、すごいやっぱり多いがです。中学校にしてみたら、冷やかしたり悪口等がですね60パーセントを超えるがですけども。そのパソコン、携帯等でひぼう中傷するというのは11パーセントなど。高校になりますと、12パーセントはそのスマートフォンやパソコンなどでひぼう中傷するというようなことが起こっております。

で、やはり重大な事案なんかも考えてみますと、やはりこのパソコン、携帯が発生の原因なんか結構ありますので、どうかもう一回ですね、保護者とともにこの携帯電話、スマートフォンなんかの使い方についても一回学習してもらいたいと思うところです。

3番目にいきます。

家庭との連携ということで、本当にこのいじめの問題、家庭との連携が重要な取り組みだと私も思っております。学校で先生が教える前に保護者の教育が最も大事だと僕も思っております。子どものサインを見逃さない、親の目がしっかり子どもに向いているなどの指導、そして専門的な視野で専門の先生方に助けを借りたり、保護者での学習会など、これまで以上の取り組みが必要になってくると思いますけども。

この問題、家庭との連携が特に必要と思いますが、これからどう取り組んでいくかももう一度よろしくお願ひします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは澳本議員の3番目の質問、いじめの問題にかんして、家庭との連携についてお答えを致します。

いじめ防止対策にかんして最も責任を負わなければいけないのは教育委員会、子どもであろうと認識しております。ご指摘のように、このような対策は学校と教育委員会、家庭、保護者と連携することが大変重要であります。黒潮町いじめ防止基本方針では、学校、家庭、地域、関係機関が連携をした取り組みの推進として、PTAと連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や子どものサインに気付く方法等にかんする研修の機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進をすること。また、インターネットの危険性や危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用にかんするPTAや家庭でのルールづくりを推進することとしております。

具体的には、単位PTAでの研修会の実施や、PTA、教育行政関係者の合同の研修会、各学校においては人権参観日の実施や道徳参観日などを通じて、人を大切にすることや命の大切さを親子で学ぶ授業に取り組んでおります。

インターネットによるいじめ対策については、先ほど申しました関係者で幡多っ子ネット宣言を制定をし、すべての家庭が共通したスマホやパソコンの使用ルールを定めておるところであります。

また、道徳が、小学校からは本年度から、中学校においては来年度から教科化になります。これは2011年の大津市のいじめ自殺事件をきっかけに起きた議論の延長として、考え議論する道徳への転換をすることによって、いじめに正面から向き合うという方向性を示したものであります。これらを社会的背景を我々教育関係者はしっかりと受け止め、子どもたちがより良い人生を送り、より良く社会に貢献する人になるよう、理論と実践が一体となった道徳の推進をしてまいらなければならないと考えております。

また、今年度初めに、全児童生徒に家庭で取り組む高知の道徳という小冊子を配布をしております。これはこの考え議論する道徳を家庭でも取り組んでいただくためのものがございますので、ぜひご活用いただきたいというふうに考えております。

さらに、今般策定を致しました黒潮町総合戦略の柱を地域ぐるみで子どもを育てることとしておりまして、そのような取り組みを通じ、子どもたちの自尊感情や自己有用感を育てていくことがいじめ防止には重要な要素であると認識をしておりますので、これらの取り組みも強化をしていかなければいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

やっぱり学校の方でもしっかりと取り組んでいる、そして教育委員会の方でも PTA と連携してやっているということで、本当にありがたく思います。

そして、ちょっと聞きたいことですが、人権啓発の担当課長。地域住民課の矢野課長。ちょっとお尋ねします。

学校だけをいじめというものではありません。やっぱり社会にもいじめというものがあります。そういった観点からですね、人権啓発でこのいじめの対しての学習会であるとか講演会等、人権週間のときにもやっているとは思いますが、実際どうでしょうか。

ちょっと聞きたいと思います。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

ただ今の澳本議員のご質問にお答えを致します。

いじめについての講演会等につきましては、ちょっと現時点で持ち合わせておりません。

ただ、澳本議員の言われたことにつきましては、今後十分検討をさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

やはりですね、この人権、いじめ、本当に大切なことです。社会にですね、いじめはまだあります。だからやっぱり人権啓発の観点からも、学校だけではなく、また教育委員会と横のつながりを持ちながらしっかりとやってもらいたいと思っております。

4 番にいきます。

子どもの放課後の過ごし方、そして休日の過ごし方、さまざまあると思いますけども。一人一人がやっぱり自分の居場所というものをしっかり子どもたちは持っていると思います。この居場所というのがなかなか大人にしてみたら気が付きにくいということがありますが、

こういった子どもの居場所についてアンケートなど実施して、その子どもがこういうふうな居場所があるというような把握は今までやったことはあるでしょうか。

まずお尋ねします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは澳本議員の 4 番目の質問、子どもたちが放課後や休日に自分の居場所をしっかりと持っているか、アンケートを実施したかという問いにお答えをしたいと思います。

毎年度 4 月に全国学力・学習状況調査が実施をされますけども、その際に児童生徒質問紙に、放課後何をして過ごすことが多いですか、週末に何をして過ごすことが多いですか、という質問項目がございます。それによりましてお答えをしたいと思います。

これによる当町の結果につきましては、小学校、中学校の順番にそれぞれお答えしたいと思います。まず

は放課後の過ごし方でございます。ただし、この回答のパーセンテージは該当するものにすべて丸をするという回答方式でございますので、パーセンテージを足しても100をオーバーしてしまうということにお気を付けいただきたいと思っております。

まず、1つ目として、家で勉強や読書をしている。小学校で69.3パーセント、中学校で39.0パーセント。

2つ目として、放課後子ども教室に参加をしている。小学校8.0パーセント、中学校は学校の部活動に参加している93.5パーセント。

3つ目として、地域の活動に参加をしている。小学校が13.3パーセント、中学校が2.6パーセント。学習塾など、学校や家以外で勉強している。小学校18.7パーセント、中学校24.7パーセント。

スポーツを除く習い事をしている。小学校で32パーセント、中学校で9.1パーセント。

スポーツをしている。小学校で42.7パーセント、中学校で9.1パーセント。

家でビデオ、DVDを見たりゲームやインターネットをしている。小学生で64.0パーセント、中学校で61.0パーセント。

家族と過ごしている。小学校で68.0パーセント、中学校で44.2パーセント。

友だちと遊んでいる。小学校で80.0パーセント、中学校では35.1パーセント。

週末の過ごし方につきましてです。

まず、学校で授業を受けている。小学校で16パーセント、中学校で1.3パーセント。

家で勉強や読書をしている。小学校68.0パーセント、中学校49.4パーセント。

中学生については、学校の部活動に参加をしているという項目がございまして、これが83.1パーセント。

学習塾など家庭や家以外で勉強している。小学生12.0パーセント、中学生は0パーセント。

スポーツを除く習い事をしている。小学校は24パーセント、中学校が3.9パーセント。

スポーツをしている。小学校36.0パーセント、中学校9.1パーセント。

地域の活動に参加をしている。小学生12.0パーセント、中学校3.9パーセント。

家でビデオ、DVDを見たりゲームやインターネットをしている。小学生で70.7パーセント、中学校で84.4パーセント。

家族と過ごしている。小学校で73.3パーセント、中学校61.0パーセント。

友だちと遊んでいる。小学生78.7パーセント、中学校67.5パーセント。

以上のような数値になっておられます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

結構、学習が68パーセントの49.4パーセント。まあ僕ももっと低いかなと思ったがですけども、すごいなと思います。

あと、習い事等ですね、今、結構その部活以外でも小学校なんかは習い事結構ありますので、親はどこへ行っているかというような知っていると思うがですけども。

ちょっと角度を変えて、子ども食堂というのもあります。そこは2つの目的がありまして、貧困対策と、あとは、僕は居場所づくり、そしてコミュニティーの場というような感じもするんですけども。当町ではまだ、実験段階を1回か2回やった記憶があるがですけども、まだないと思うのですが。

今までのこの子ども食堂の経過と、これからどういうふうに取り組むかというのをちょっと聞きたいがですけども、健康福祉課長、よろしくをお願いします。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

これまでの経過と致しまして、29年度に子ども食堂の開設に向けて勉強会、交流会を大方町民館の方で行っております。それで昨年の8月26日に、子ども食堂を民生児童委員をはじめ、NPO法人職員、社協、住民の方が集まり検討会を行って実施をしております。

それから、黒潮町の現在の状況としましては、11月の27日の高知新聞にも記載されていましたが、今年の6月からあったかふれあいセンターにしきの広場で、子ども食堂ききょうが毎月第3水曜日の午後5時から午後6時まで、運営されております。

子ども食堂ききょうは、子どもたちが寂しい思いをしないように、温かく栄養の整った食事を提供し、地域の住民との交流の場をつくるとともに、バランスの取れた食事づくりなどを身に付けて社会に出てほしい。そんな思いを大切に、地域のボランティアさんの協力を受け、大方高校の生徒さんと企画し、献立から調理、配膳、片付けに至るまで行っております。小中学生にも呼び掛け、一緒に調理を行っております。

大方高校の皆さんとあったかふれあいセンターにしきの広場の協働で運営されており、毎回30名から50名の利用者がおり、メニューは、利用者へのアンケートによりご希望に応える形で考えられております。

ききょうの命名につきましては、桔梗の花言葉に友の帰りを待つという意味があること、ふるさとへの帰郷をかけ合わせ、大方高校の生徒さんが命名しております。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

素晴らしい取り組みをやっていております。

それで、大方地域はこういうふうにやっていておりますけれども、佐賀地域ではこういうような取り組みの予定はないんでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

佐賀地域では、あったかふれあいセンターさがの方で、平成31年度の運営を目指して今検討中ということです。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

検討中ということで、本当に前向きにこの子ども食堂、もう県下的には結構な数十カ所でやってると思います。黒潮町でもぜひとも、これを積極的に推進して、また行政がバックアップしてやってほしいと思っております。

ます。

今回、どうしていじめ問題を取り上げたのかということをもう一度確認します。

いじめによって人は命を落とす、そして夢がかなわなく、そして人生が変わっていくと、さまざまな思いがあると思います。人を、人間を大切にするという学習は、保育園、学校だけでなく、社会全体で学習していくことが重要だと思っております。日ごろより、人権についてもっと町民の方々に感心を持ってもらうことが、我々議員の使命でもあると思います。昔より社会からいじめられてきた我々被差別部落の人間は特に、いじめがどんなに最低なことか分かってると思っております。いじめのなくなる限り、社会から差別はなくならないと思います。いじめをなくすために、共に頑張っていきましょう。

終わります。

議長（山崎正男君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、10時まで休憩します。

休 憩 9時 45分

再 開 10時 00分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の質問者、浅野修一君。

12番（浅野修一君）

おはようございます。

これまでにない早い順番での質問ということで、ちょっと力入ってますんで、ひとつよろしくをお願いします。

澳本議員のようにスピーディーにはいかんと思います。時間いっぱいになろうかと思いますが、ひとつよろしくをお願いします。

今回の私の質問事項と致しまして、2つの質問の方を構えさせていただいております。森林経営についてと、いつものことですが防災減災についてという2つの質問の方を構えさせていただいておりますので、執行部の皆さんには明快なご答弁の方をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず、早速ですが質問の方入っていきたいと思います。

まず、1問目の森林経営についてということで、この山のことにかんしてでございますが。

このことについて、戦後ですね復興を目指して国の主導いいますか、国が主になりまして、その植林の方が盛んに推奨されまして、また、戦後その後の高度成長期の波にも乗りまして、全国各地にスギ、ヒノキなどが植えられてきたわけですが。その人工林も大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしております。切って、使って、また植えると。そういう時期に入ったからこそその新法の制定であうかと思ひます。また、一方で近年の異常気象などによります、災害防止や地球温暖化への対策としての新しい法律の制定であうと思ひます。これも国土強靱（きょうじん）化をも目指す動きなのだろうと考えております。

私はこの法律、当町黒潮町にとりまして、大きな転換期であうと思ひております。また、最大の当町にとってのチャンスでもあうと思ひております。面積の8割強、高知県として84パーセント強ぐらいですか。当町としても同等の84パーセントながしの森林を有する町でございます。その今新法の対応、対策次第では、これピンチにもなり得るであう。また、逆にチャンスにもなり得るであうときであり、いい機会といひますか、であると考えております。

そこで、カッコ1と致しまして、来年4月、森林経営管理法が施行されます。このことで国は伐採植林等の

森林経営、管理を自主的に市町村に委ねることとなり、新規事業であることから、担当の課、また係においてはですね、人員増強、人員育成、事務等の多忙化などへの対応に本当苦慮されていることと思われます。

黒潮町においてはどのように考え、どう対応するのかを問うについて、このことにつきまして執行部の見解をお伺いします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは浅野議員の1、森林経営制度における人材育成や事務にかんする質問にお答え致します。

まず、この森林経営管理法の主な柱として2点ございまして。

1 つ目には、林業の多面的機能の発揮に向けて適時適切に伐採、造林、保育等の施業を行うための林業経営の効率化及び管理の適正化を図る体制を整えることであります。

次に、適切に経営や管理が行われてない森林につきましては、市町村が仲介役となり、森林所有者との間で経営権を設定し、意欲のある林業経営体につなぐシステムを構築するとあります。

既にこの森林経営管理法は、平成30年5月に法律が成立し、それに合わせて森林管理システムの運用が平成31年度から開始されようとしております。運用に際しましてはまだ明確でないところもありますが、本年度に入り、高知県による説明会や幡多林業事務所によるワーキンググループの開催、関係市町村による連絡会により情報の収集と共有を図ってきたところでございます。しかしながら、新たな制度であることから、組織体制を含め事務作業についても戸惑っているのが正直なところであります。

この制度の前提として、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることが既に決定されており、本町には配分予定としましては平成31年度から3年間で1,100万、以後、だんだん増額されていくことになっております。執行に当たっては公表も義務付けられており、その分、市町村に主体的な取り組みと責務が課せられております。

平成31年度からは、まず第一段階として比較的地籍調査が完了している佐賀地域の中でエリアを分け、手始めに2、3カ所の集落単位での実施を目指し、森林所有者の意向把握と林地の確認、対象森林の資源調査、説明会の開催などを行うよう、その準備を開始しているところであります。以後、事業加速をしていきたいと考えております。

業務においては、先も申し上げましたように経営や管理が行われてない森林であるかの見極め、そして対象森林の実際現場の森林資源量の把握、そして、管理を任された場合には経営管理権の設定等が必要であります。当時、この中で経営管理権の設定につきましては、相続関係や登記関係の調査など、一連の業務があり、そしてすべての地権者から同意を取り付けるという多くの業務が発生します。

このように専門的で多岐にわたる事務作業も必要なことから、体制整備と長期的な人材の育成は急務と言わざるを得ません。現状の執行体制を考えたとき、これらの推進体制にはかなり不安がある状態であり、現在直営でできるのか、業務委託が適当なのかを含め、すみ分け作業の検討をしているところでございます。

いずれにしましても、円滑に推進できるよう関係機関の協力を得ながら取り組む努力をまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

はい、ありがとうございます。

今、もう既に取り組みの方は始まっておられるようでございますが。

課長、このあれですか。この新法制定に当たってですね、人員強化といたしますか増員といたしますか、そちらの方、現状をお聞かせ願えますか。このことに対する体制づくりいたしますかね、その部分ちょっとお聞かせください。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、浅野議員の質問にお答え致します。

現在、黒潮町における林業担当職員というのは、現在専任で1名でございます。

今後、こうした制度が始まりますと、先ほど申し上げたようにかなりの事業量、平成45年度にはマックスの財源移譲されて、その事業が消化する必要がありますので、非常にそこまでの準備期間も含めて多くの事務作業が必要だと思います。

で、先ほども申し上げましたように、直営でできるのか、あるいはそれを業務委託できるのか、まだ詳細決めておりませんが、直営ではなかなか現体制では無理だろうとふうに思っておりますので、一定の業務委託は当然考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

今、課長の方からもありました。現状、1名。担当1名ということで対応されておられるようなのですが。

先ほど、最初に申し上げましたように、当町も84パーセント以上の山を抱えた町でございまして。そこに持ってきて、今回の新法の制定ということで。これ、いわゆるビジネスチャンスといたしますか、そういったときであろうと自分は考えておるのですが。そういったチャンスの折に、担当1名というふうなことで対応、これ不可能だと感じますし。今から、この早い時期からそういった体制づくりの方が少し、少しどころか遅れているのではないかと実感をしておるところでございます。何をやるにしても早く取り組みれば、そこで問題点も見いだせることができ、そのことで広がりいたしますか、そういったこともできてこようかと思えます。担当1名というふうな寂しい人員では、これからの黒潮町、広がりを持った仕事いたしますか、そういったもんも創設も無理じゃないかと自分は感じております。

いきなりで申し訳ないですけど、その点、町長、その将来を見据えてこの法律に対して町としてどれだけのパワーをここへ注入するのか。その意気込みも含めてぜひお聞かせ願いたいがですが、よろしく願います。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

詳細については課長から答弁申し上げましたが、少し補足も含めて答弁をさせていただければと思います。

森林経営管理法の大きな趣旨の2つについては課長が答弁したとおりですけれども、これまでターゲットになっていなかったところが新たなターゲットになってくるというのが、この経営管理法の大きな趣旨の一つです。つまり、適切な管理ができていなかった森林、こちらの森林の経営管理をしっかりとやりなさいと。そのための財源を新税を創設して担保すると。こういったことになっておまして。

ただ、適切に管理ができていなかった所は適切に管理ができていないだけの理由がありまして。例えば、そ



これは域内の木材の資源量でありますとか、立地条件でありますとか、境界の確定、未確定なんかも大きく影響してまいります。こういった条件不利地であるがゆえに経営管理が適切に行われていなかった所、こちらの方をしっかりと管理していきなさいね、これが大きな趣旨の一つとなっています。

そうなりますと、管理は致しますけれども、なかなかですね、そもそもそのビジネスとして非常に条件が不利地であるということから、しっかりとしてビジネスモデルとして経営管理をやっていくというのが非常に困難であると、そのようにとらえています。

従いまして、現行で計画をしております施業区域のしっかりとした経営管理、こちらの方はこれまでよりも加速をしていく。さらにもう一つ言いますと、先ほど申し上げました2つ目の趣旨、経営、しっかりとしたビジネスとして山元へお金が返るようなビジネスモデルとしては成立しないかも分からないけれども、これは議員のご質問の途中でもご指摘いただきましたように、例えば環境でありますとか、あるいは防災面でありますとか、こういったところから管理をすべき所、こういったところをしっかりと抽出をして、もしコンセンサスが取れて経営管理権の設定ができれば市町村がそこに積極的に関与すると。こういったことになっております。

従いまして、いったんはまず現在準備を進めております意向調査、こちらで対象区域の方々との協議をまずスタートさせていただき、今後、数年の事業量のボリュームがある一定見えたところで、全体の調整をかけた上で人員の配置をとということになろうかと思えます。その人員の配置が正規で難しいのであれば、課長から答弁ありましたように委託も視野に入れた、そういった推進体制を整えていくということになります。現行ではまだまだ環境の条件設定ができておらず、この場で、例えば来年度から1名増員ですとか、あるいはこの程度の委託を考えていますとかという、総合的なお話ができないというのが現状でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

町長の言われることはごもっともだと、自分も思っております。

ただですね、先ほども私申し上げましたように、新しいことを始めるときには、それなりの組織で対応しないと間に合わない部分、行き届かない部分が多々出てこようと思うがですよ。そのことも承知であろうと思うわけですが。その人員配置については1名での対応というふうなことはちょっと無理といたしますか、無理があり過ぎるんじゃないかと思えます。その1名の方にこれをやれというふうなことで進める話ではないんじゃないかと自分は感じております。とにかく、人員については不十分であると自分は感じておりますので、執行部と町の態勢としてその点今一度ですね、人員のことから始まって、その検討内容についても町全体でそういったことをどんどん進めていっていかねばならないと自分は感じております。

これはまた、先ほど町長も申されました、ビジネスのことですね。やっぱりチャンスやと思うがですよ。ビジネスとして。そこには雇用も生まれてきますので、町内では雇用の場、本当少なく町外に出ていかれる若い方もたくさんおいでます。この森林のことにかんして、そこでビジネスが生まれれば、将来この町を背負っていただける若い方も残れる、そこに、職もできてくると思うがですよ。そういった意味も含めて、もっともっとう組織を充実した、強い組織をつくる必要がもう絶対あると思うがですよ。その点はもうぜひ再度ご検討を願いたいと思えます。

それで、この新法について林野庁の方で、先ほど課長も申されてましたけども、その新たな森林管理システムいいですか、その森林経営管理法として導入するわけですので、そういった国からの概要いいですか、こういう目的でやってくださいっていうふうなことも示されておりますので、そのところですね、ぜひもっとこう深く検討の方お願いしたいと思うがです。

それで先ほど課長の、取りあえずといいますか、言葉悪いですが、まずは佐賀地域の方から進めていくというふうなことでお話ありましたが、佐賀で2、3カ所いいましたかね、説明会なりやって、進めていってられるようなのですが。

佐賀地域だけに絞って結構ですが、その佐賀地域だけで所有者不明とか、そういった部分の把握はできておりますか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは質問にお答え致します。

まず、いわゆる森林の境界が分からないというような森林は、森林組合の資料によりますと、町内森林1万2,976ヘクタールのうち、境界が不確定な所は6,849ヘクタールということで、いわゆる山の境が分からない。これは地籍調査をやっていない所も含めてのところでございますが。まずはそこが分からないというところがございます。

そして、課税台帳と森林簿、いわゆる林業で言う森林簿台帳というのがございまして、その中でのその所有者と、それから町が持ち得ている課税台帳のいわゆる所有者、そこらへんもあまりこうリンクというか、精緻に突合されておりませんので、まずは町が持っている森林簿から追跡をして、その人が本当にその課税状況、その人がその町内にいるのか、あるいは県外にいるのか、そこらへんの追尾をしながら調査をしていくことが必要だろうと思います。

現在のところ、その所有者がどれぐらい、町としては何人が不明なのかという資料は、私の方では把握はしておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

そういったですね、その不明であるとかいうところを突き詰めて明確にして、初めてこの法律にのっとった町としての対応策が可能になるんじゃないかと。そうでないとできませんよね。不明のところへ持ってきて、ここは町がやりますとか言えんわけですから。

そういった意味も含めて、先ほども申し上げました、再度になりますけど人員の増強であったり、そういうことは早くしないと対応ができないじゃないですかね。普通に考えてそうやと思うがですけど。やはりね、こういう後手後手になると、国からの補助であったり、やっぱ前向きにどんどんどんどん推進する所には国もお金、配分されてくるようになると思うがですよ。先ほど、なにがしかの町に対するそういった免除があるというふうなことだったんですけど。これを進めていく所にはどうしても厚くするのが、国の方針であろうと思いますよ。そういった意味では随分取っ掛かりいいですか、取り組みが遅れていると思うがです。

これ本当自分としては、ただ単にその不明者をはっきりさせてやれとかそういったことではなくて、町の、おっこうな言い方になりますけど、町の存続いいですか、山をこの期にですね大切にすることがいかに町にとっての意義深いことか、そのことをぜひもっとですね、真剣に取り組んでいただきたいがですよ。この自然環境を良くすれば、災害あったときにもそこで、復興への近道がそこへできてくると思うがです。というのは、山を大切にすれば、山からは水が流れております。山で栄養たっぷりの水を川へ流し、川から海へ流れていく。そういった意味で漁業にも影響してくるわけですね。今回がその本当の大チャンスやと自分は考えております。

今回のことでしっかりと山の育成、再生をして。そうすることで、黒潮町が生き延びる、本当大事な時期やと自分は感じておるわけでございます。ぜひですね、その組織の編成、もう一度考え直していただいて。これ本当、今から若い者にバトンタッチするには、自分の持論ながですけど、山を大切にすることで今の若者にバトンタッチができると、そう思っております。

自分がこうやって口で言うことは簡単なことかもしれませんが、県内各自治体でも課長も苦慮しておられるように、どこの自治体も本当にこの対応については苦慮されているのが現実だと思います。どうしてええか分からんというふうなことも多々あるかと思うがですけど。ほかの自治体の不安いいますか、そういった意味ではこれ高知新聞さんの方に出てるがですが、人材の不足、事務量が増加し負担が大きいとか、所有者の理解が得られるかとか、先ほども課長も言っておられました。今後の木材需要の先行きが見通せない、これ町長も言っておられました。そういった不安がいっぱいの中で皆さんやっておられるわけながですが。ぜひですね、今一度町全体としてですね、海洋森林課だけの問題ではないと思いますよ。ほかの課長さん方ももっと重く受け止めて、今回のこの新法への対応の方をですね、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますので、再度、黒潮庁舎内でそういった検討の方をよろしくお願ひしまして、カッコ1の方の質問は終わりたいと思います。

続いて、カッコ2の方に移ります。

カッコ2としまして、来年以降、伐採したスギ、ヒノキ等を町産材の建築資材として販売する計画はないか。伐採木を加工し、付加価値を付け販売することで、山林所有者等の収益が増大し、山林経営の意欲向上につながると思うがどうか。

また、居宅新築などの折、町産材の使用に補助金を交付する考えはないか。

町の考えと対応策について聞きたいと思います。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは浅野議員のカッコ2、町産材の販売計画や町産材の使用に際しての補助金交付にかんする質問にお答え致します。

まず、町産材でございますが。建築資材の利用実績としましては、平成28年度に本庁舎の建設に際してフローリングや造作家具等に14.07立方、そして、平成29年度には佐賀保育所の床、壁等に30.21立方の町有林、長畝山、滝山いずれも5ヘクタールから、60年生から80年生のヒノキから搬出した間伐材を利用した実績がございます。

戦後植栽された町内の森林は伐採時期を迎え、本格的な素材生産が期待される所であり、今後は生産性と収益性の向上はもとより、搬出された木材の有効活用、付加価値を付けることが課題であると認識しております。

高知県内で木造住宅を建築、取得される方を対象に、基本部位の80パーセント以上に県内乾燥木材を使用する場合や内装材の化粧仕上げ材に対しても助成する事業の、こうち木の住まいづくり助成事業が創設されており、平成29年度の実績として県内で347戸が申請されております。うち、黒潮町では3戸が申請されております。

この制度は住宅耐震化促進事業や市町村事業との併用が可能であることから、今後の町産材の需要拡大と林業の持続的な発展と地域の活性化を推進することにも結び付く制度ではないかと考えております。

昨年度、議員から質問もありました。今年度は検討するために、土佐清水市や四万十市の幡多地域で取り組まれている事例について情報収集を行ってきました。現在制度設計をする中で、関係者との調整を図り実現に

向け努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

当町としても今検討中といたしますか、道半ばみたいなことながですが。

この制度設計までの完成いたしますか、出来上がるのはいつごろとしておりますか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、この町産材の利用促進制度の構築に対しては、まず課題となる場合がございます。まず、町産材の証明をどのように認証するかであります。生産現場であるのか、あるいは加工現場、製材であるのか建築部材であるのか、建設業者であるのか。その過程の認証をどのようにこう取っていくのかと。先例を見ますといろいろこうまちまちでありまして、そこらへんの制度に対してのポイントをどこに置くのかということが一つ課題であると思います。

で、そういう町が考えても、その受け皿づくり、いわゆる町内には製材業者、あるいは乾燥製材が数軒しかございませんので、その受け皿が出来得るのかということがありますので、そこらへんは関係者との調整が必要だと思えます。

そういうことから、もう少し調整時間を頂くということが必要でありますので、いつまでにその制度、話し合いが完了するのかということは、なかなかこの場では答弁しづらいというのが現状であります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

まあ、そうですね。その証明認証するのはなかなかいろんな基準も設けんといかんわけで、難しい部分はあるかと思えますけど。先進的にやっておられる自治体もありますんで、そのへんを聞けば本当、聞けばというか真似をすれば当町に自治体として合致する部分、見出してですね。それは早い時期の設定、制度設計でできるんじゃないかと思うがですけど。

そういったところも、ぜひそのお隣の四万十町ですとかもう既にやっておられますよね。150 万でしたか、補助なんかやっておられると思うがですけど、町産材として。そういった近い所でそういった参考になる部分がありますのでね、いついつまでにしますというふうなことは当然この場では言えんわけながですけど、もっともっとスピードアップしていただければいいかな。そうせんと、町内業者の方も大工さんも多々おられまして。そういった業者さんにしても、町の補助がそういったところであれば新築軒数もおのずと増加する割合が増えるんじゃないかと思うがですけどね。やっぱりそうしたことで町内全体も潤うといいですか、業者さんに仕事がそこでできるわけですから、そういったことも町としてやっぱりもっともっと進めていただかんといかんと思えます。

それと、先ほど課長の方から、県内では 347 戸の県に対する補助の方が出ておられるということで、当町では昨年度が 3 戸言いましたかね、3 戸のみにとどまっているようですが。こういった県の制度を町が紹介する

というふうなことはなかなかし難いことなんでしょうが、そういった情報ありますか、の提供ぐらいはかまなかなどとも思うたりもしますんで、そういった情報も一緒にセットとしてできるような町の体制もぜひつくって、早期にこれもつくっていただきたいと思いますので。

先ほど申しました質問にもあります、町産材を使っていたらやはりその山林の所有者の方ですね、この方にもそういった町産材、自分とこの木を使っていたら誇りいいですか、それにもなろうかと思えますし、収益として、収入としてそういった方々にもいくようになるわけですから、いろんな意味合いがあると思えますよ。ただ補助金を出してからとかいう問題ではないと思えますので。ぜひ、その制度設計の方早くお願いしたいと思えますので。どうぞ、いい事例とか制度の部分抽出されて、黒潮町らしい制度の方を作っていたらいいと思えますので、よろしくお願ひします。

それで、カッコ2の方をこれで終わらして、カッコ3の方に入りたいと思えます。

カッコ3と致しまして、これまでも森林法については幾度が質問をしたが、来年の新法施行により山林の再生が可能となり、強靱（きょうじん）なまちづくりへの第一歩となり得ると思う。

伐採後の植林、これは広葉樹であるとか針葉樹、いろいろあるかと思えますが、植林等、町としての具体的な考えを問うについて、ご答弁願ひします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは浅野議員のカッコ3、伐採後の植林の、町としての具体的な考えを問うについてお答致します。

先の質問にも関連しますが、新たな森林経営管理法が平成31年度から運用開始されます。この法律においては、経営や管理がされてない森林については森林所有者自らが適切に管理する責任があること、また、自力でできない場合はその森林の経営や管理を市町村に任すことができる制度で、その場合、市町村は経営管理権を設定し、長期的にわたって適切に森林整備を進めることとなります。

今後は、伐木時期、60年から80年を迎えたスギ、ヒノキの主伐を行った後、一連の経営計画、管理権の中で再造林が考えられます。

現状において、木材価格の低迷により山林所有者の意欲そのものがなくなっていることから、再造林に向けて取り組む所有者が少ないのが現状であります。

伐採後の再造林計画に際しましては、現地の地形や生育環境、木の特性、経済性等も勘案し、長期的に練り上げることが必要であります。

現在、町として具体的な考えは持ち得ておりませんが、町有林整備を含めながら、森林環境譲与税を活用しながら具体的な整備計画を策定し、森林の多面性が発揮できるように再生に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

本当ですね、この新法によって弾みをつけるべきだと思いますが。

今のその経営管理権なんかにしても、先ほども出てました所有者不明の所であったりいろんな問題があつて、この経営管理権も全部が全部付けれるわけではないというふうな問題もあろうかと思えますが。

今、課長が言われた再造林ということで長期的な考えの基に取り組むことが必要というようなお考えを今お聞きしましたが。その中で、造林、今までどおりスギ、ヒノキを植えて次に備えるというか。そういった部分

と、それには適さない部分、場所にしてもあろうかと思しますので。そういった所への、町として針葉樹をまた植えるのか。広葉樹をどんだけの割合で増やして行って、山の保全いいですか、先ほども申し上げたその自然に対する、川へきれいな水を流すためには広葉樹の方がいいというふうなことは、これはもうずっと昔から言われていることで。そういったことの考えについて、広葉樹をどんだけ増えればもっとこう海が生き返るとか、そうすることで山をちゃんと管理して、広葉樹によって海へきれいな水が流れるであろうと。

そういったようなことで、その広葉樹の植林いいですか、広げていくような考え、そういったものはございませんか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、現在、本町で取り組んでおる林業経営のいわゆるサイクルを少し説明したいと思います。

まず、地ごしらえ、いわゆる再造林の場合、地ごしらえという作業がございまして、現在そこに、本町の場合は3,000本のスギ、ヒノキの植栽をします。その後、どのような管理をしていくかということがございます。

下刈り、いわゆる5年生までには毎年1回ないし2回程度の下刈り作業があります。

それから15年生まで、この期間につきましては除伐といいまして、かずらであるとか雑木が生えてきますので、そのスギ、ヒノキが負けない環境づくりということで除伐を年1回程度します。

で、15年以降に切り捨て間伐、約大体5年から10年間の、地形にもよりますが切捨て間伐をして、やっと45年を過ぎて利用間伐。これ現在、森林組合の方で列状間伐ということで1列切って、1列残してというような3回サイクルで、現在の本町のスギ、ヒノキの伐木年齢というのは60年から80年ということになってますので、非常にそういう長期的なサイクルの中で造林管理がされております。

その主伐をした後に、再造林ということになっています。

今まで人工林の中でも手入れの通っていないのは雑木が生えて、いわゆる針葉樹の成長を妨げて、山そのものが雑木になっている山も多くありまして、それがなかなか手入れが、採算性が取れないということで手入れができてないところでございまして。町有林の中でも一定のスギ、ヒノキではないクヌギの林10ヘクタールとかがございまして、それぞれ地域によってはいろんな林層をしている所がございまして。

今回、森林環境税が入ったことで、今町が考えているのは、従来の尾根までスギ、ヒノキを植えるというやり方は、いわゆる災害の先進事例を見てみますと、災害を誘発する、いわゆるそこから間伐とかそれから手入れが行き届かなかった山林についてはそこから災害のリスクが高いということで、いわゆる樹林帯、尾根筋には一定の樹林帯を作ってそこで災害を防止するというようなことも考えておりまして、今後、そういうような構想を持ちながらしていきたいとふうに思っています。

具体的に議員から質問がありましたような、どの山にどのような木を植えるとかいうような細かな整備計画は持ち得ておりませんが、今後そうしたものも必要であろうかとは考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

課長、もう少しこう計画的なその推進の方、取り組みの方をね、もう何年にもなりますけど、ぜひお願いしたいがですよ。

今言われました災害リスクであるとか、課長もプロいますか専門でもうやっておられますんで、お分かりかと思いますが、スギとかヒノキですね、根っこご存じですよ。スギ、ヒノキの根っこ。いくら大木でも、50年、60年たった大木でも、本当2メートルも3メートルもは根っこないがですね、この木は。で、よく豪雨で山が崩れたりしたところを映像でも皆さん見られたと思いますけど、スギ、ヒノキの場合、もう根元をそういった豪雨なんかでやられると、根っこがないもんで、倒れてしまうがですね。持たんがですよ。本当、1メートル、あっても1メートル50ぐらいでしょうか。そういったような主な根の部分はそんだけのもんで、本当に根を張ってそこで地面も守るみたいな、そういった木ではないわけですね。スギにしてもヒノキにしても。そういったものを今の課長の方からの答弁によりますと、今まで植わった所には次のためにまた同じものを植えるというふうなことにしか自分は聞こえなかったがですけど。

そうではなくて、場所にもよると思うがですけどね、適材適所というか、尾根の方にはそれを間伐しないとか。それも当然のことであろうかと思いますが。その川沿いであるとか、そういった所には植えないとかですね。そういったことをしとかんと、そこで根っこがないばっかりに豪雨来ました、倒れました、川へ流れました、それがどんどん川下へ行きました、せき止められました、またそこで洪水になります、浸水してしまいますとか、そういった問題が目に見えて全国各地で起きてるわけですよ。実際、課長も映像でも見られたと思いますよ。そういった映像は、スギやヒノキがぼんぼんぼんぼん、何で倒れるがぞぐらい、そんだけのどんどん倒れたところ見たと思います。

そういった意味も含め、それプラス、先ほど言った自然環境を守るため、豊かな水を作り出す。本当、山は自然のダムだと自分は思いますので、そのダムにダムとしての機能を果たせない木ばかり植えても、これは山を守ることで、自然を守ることで、人間の命を守ることでないと思うがですよ。そういった意味も含め、計画的にこの部分、先ほど言った川に面した斜面であるとかそういった所には広葉樹を植えて、そこで根を張ってもらって、その管理も当然せんといかんがですけどね。ほったらかしではそれこそ、そこへいくら資金掛けても無駄になるわけですから。また、そこでも管理はしてはいかんといかんと思うがですけど。そういったことも、本当これからの黒潮町、それをやっておけば災害があっても大丈夫かなと自分だけの思いながですけど、持っているがですよ。ぜひそういうことも一つの案として取り入れていただけたらと思います。

それと、もう一個自分が思うのは、今、有害鳥獣の問題もありまして。山に食べるものがないから今人里へ、イノシシもシカもサルもいろんな動物が下りてきようわけなんで、今回のその法律施行に当たってそういったことも考えていけば、有害鳥獣下りてくるからフェンス、金網張って、そこで防御することみたいなことしか今やってないわけで。そうじゃなくて、山の方に餌場やないですけど、栗の木であるとか、そういった有害鳥獣の食べられるような、そこで鳥獣が生活できるような山づくりも今の有害鳥獣対策に掛けているお金の一部持っていけば、なんか夢みたいな話ばかりしようがですけど。でも、そういった取り組みをやるべきやないかと自分は思うところがですけど。

課長、個人の意見ではなかなか言えんと思うがですけど、そういった考えを持ちようがですけどどうですか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、森林環境税を使ったいわゆる天然林の更新というのは、今現在の制度の中では国から出た考え方の中では天然林は該当しないということで、あくまでも経営が適切に管理されていない人工林にこの財源を充てて適

切に管理をしましょうねというような趣旨でございますので、非常に天然林への財源充てこんでやることは厳しい。ただ、災害のリスクが多いとか、それに竹林が多いとか、そういう場合によってはそれも一部対応可というふうになってますので、そのへんは現地を見ながら対応できると思っております。

もう一つ、鳥獣の話がございましたが。鳥獣につきましては、現在その捕獲奨励金という格好で年間 1,000 頭を越すイノシシ等が今年も捕獲されておまして。イノシシが来ないような環境づくりというところにおいてのその森林整備というのは現在考えておりませんが、いずれにしましても、こうした森林経営に対して長期的に物事を考える場合には、一定の人材育成、いわゆる森林プランナーといえますか、そういうものはこれから町の中においても必要であろうと思います。

で、いろんな研修会や先進地の事例を参考にして、職員がそういう力量を持った山に達観した山の専門家の職員としても、市町村にもこれからはそういう人材があつてしかるべきだとは考えておまして、そこらへんについても研修を通じて、あるいはあらゆる機会を通じて、職員ともども学習をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

人材育成、本当に大事なことだと思います。一緒になってぜひ進めていただきたいと思います。

いろんなその補助金出る場合には、資金使途いいますか使い道が限られてくることは当然のことですけれども。その中でもこういった緩やかな部分というか、方向転換するにも構わない部分もあろうかと思えますんでね、そういった有益な部分は、本当町の強靱化に自分はなり得ると思っておりますので、そういったことも含め、ぜひ再度再度検討の方をお願いしながら進めていただきたいと思っておりますので。

何をしても発想の転換というか、ことですね。今までどおり、さっき課長も言った、スギを切ったからすぐそこへスギ植えるとか、そういうことも必要ではあるがですよ。次への備えにはそういったことも必要なこともあるがですけど。そうでなくて、違う方法でそこを利活用するというのもあろうかと思えますんで。そういったことも、本当ほかの課の課長さんなんかいろいろ発想を転換していただいて、凝り固まった考えじゃなくて、ぜひその部分をお願いしたいと思えますんで。

再度になりますけど広葉樹の方ですね、ぜひ検討していただければ、今後の町の強靱化につながっていくかと思えますんで。災害のない町をつくるためにも、そういった取り組みも必要であろうと自分は考えております。いろんな場所があつて、できる場所もあればできない場所もあるかもしれませんが、その広葉樹を広めるというふうな考えの方の発想の転換の方もぜひお願いしたいと思えます。

それでは、1 番の森林経営についてはこれで終わりたいと思えます。

次は 2 番の方ですが、防災・減災について。またか、というふうに皆さんお聞きになろうかと思えますが、また質問の方したいと思えます。

防災減災については本当、今までも幾度となくしてきたわけですが。立地的にいいですか、当町は海岸線、山もたくさんありますけど、海岸線に面した所も大変多くありますんで、そういった意味も含めまして質問の方したいと思えます。

2 の防災・減災について、カッコ 1 と致しまして、北海道地震では液状化により家屋に傾いたり道路が陥没したりした。

黒潮町においても、その危険性は大きであると思われる。特に沿岸部では、南海トラフ地震の際には甚大な被害が予想される。



町としてどのようにとらえているのか。

また、道路の地盤改良や堤防の補強等、町独自の対策や計画はないかについて問います。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の一般質問2、防災・減災対策について、カッコ1、液状化に対しどのようにとらえ、町独自の対策や計画はないかについて問う、のご質問にお答えしたいと思います。

液状化による被害については、黒潮町においても懸念されております。特に沿岸地域においては、発生の可能性が高いとされております。液状化が生じやすい場所としましては、その土地の水分を多く含み、緩く詰まった砂の地層です。こういった場所は、通常は砂の粒同士がかみ合わさっているので安定していますが、地震が起こると激しい揺れによって、粒同士のかみ合わせが緩むことによりばらばらになります。その後、砂が沈殿し、表面に水が出てきます。この現象により、家が傾いたり道路が陥没したりする被害が予想されます。

こうした液状化が発生する可能性が高い場所については、高知県のハザードマップでも確認をすることができます。黒潮町内でも、大方地区の海岸線を中心に広範にわたる液状化が懸念されます。ただ、液状化に対するハード対策につきましては、どの個所がどのような状態になるか想定が非常に難しく範囲も広いことから、抜本的な対策は困難と考えております。液状化を想定し、複数の避難経路を確保しておくなど、ソフト面での対策が必要だと考えます。

道路につきましては、町道の新設や拡幅改良において、測量設計委託業務時に地質調査、ボーリング調査を行っております。土質が悪い場合は地盤改良を行う対策をしているところです。

河川における堤防の補強については、現在改良工事は行っておりません。

また、町独自の対策や計画がないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

本当、海岸部いいですか、今も住居がある部分はもう本当、砂浜の上に家を建てたような状態の所が本当たくさんあるので、当然ね、本当どこをどうすれば一番いいのかというふうなことは到底決めることはできないとは思っておりますけど。ただ、砂地の所だけでなく、埋め立ての所とかね、そういった所も当然そういった対象というか、みんななろうかと思えます。

あと、川の近くなんかもやっぱり表面的には見えなくても、下の方は砂利であったりそういった部分、砂であったりした部分もあろうと思いますので、県の先ほど申されました県のハザードマップなんかで示すところとまた違うところもあったりもしようかとも思いますけど。

今言われたその県のハザードマップの方で見ると、本当に入野地区といいですか、もう家が建ってる所ほとんどの所が、もう液状化の可能性が大であるというふうなことを示されてますので。それを全部しよとは当然申しませんし、できることではないがですけど。

先ほど課長も言われましたその避難道、避難路についてですね。やっぱりそういった、今避難にするにしても徒歩で避難すると決めておられる方とか、車でしか避難できないっていうふうに考えておられる方であるとか、いろんな方々が避難の方法を自分なりにいいですか、決めておられると思うがですけどね。そういう意味

では、限って言いますけど、入野地区にして言うてみれば、この道はもう地震があってもこの液状化なく通れます、というふうな道の確保も必要になってこようかと自分が思うちようがですけど。

先ほど、答弁でもそういった今のところ考えはないというふうなことやったがですけど。今後、そういった思いはできませんでしょうか。この避難道は確保すべきだということを検討をしたいというふうな、そういう方向性はないものでしょうか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

おっしゃられるように、避難路にかんしてそういった液状化が懸念されるということはございます。ただ、先ほども申しましたように、その現象に対してどのようになるのかといったことが非常に想定しにくい。なおかつ、対策自体も打つためにはその調査もしなくてはならないということになってきます。そうしたときに、あるかもしれない想定される状況の中で、黒潮町としては全体的なこれから防災に対する対策を進めていく上で、現状でいくと徒歩避難という方法を原則としています。

そうした中で、先ほど言いました避難経路を確認していただき、液状化が懸念されるといったことを理解してもらいながら、今後、避難訓練とかそうしたことに臨んでもらうといったことが、まず最初にやるべきことかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

大半の方が徒歩避難の方を考えておられると思うのですが。

ただ、一部を言えば万行地区を特定して言うると、万行地区なんかの方の中には車での避難を考えておられる方、結構多くおられると思うがですけどね。ほかの地区にもあろうかと思えます。高齢であったり、体がご不自由であったりとか、いろんなことで車でない避難できないというふうなことを、もう各家庭で決められたところもあろうかと思うがですよ。

そういった意味では、そういう地区によって徒歩の方が早いとか、徒歩じゃないといけないとか、そういった地区はあろうかと思えますけど。そうではなくて、避難場所まで遠いから車でないと間に合わないとか、そういった地区もあろうかと思うがですよ。そういった地区も、もう既に課長のところでは把握されちようとは思いますが。そういった地区を優先ではないですけど、絞っていくか、車で避難すると決めておられる所が多い地区に対しては、やはりそういった道の安全に避難できる道の確保っていうようなことも必要になってこようかと思うがですよ。その道の地盤改良いいますか、杭を打つか何か知らんですけど、いろんな方法があろうかと思えますけど。そういった方法も検討をしていく必要があるんじゃないかと思えます。もうこれだけの、これも想定ですけどね。起きるか起きんか分からん想定ながですけど、こういった県の方からも指摘、これ指摘やと思うがですけど。液状化の可能性が大だということが指摘されているわけですから、その中の今は車に限って言いますけど、車避難の方の道の確保いうか、そういったこともぜひ検討すべきであると思えます。今後の検討課題として挙げていただきたいと思えます。

それで、先ほどは答弁の中で、河川の堤防については補強計画はないかということやったがですけど。これ、防災減災に関連してながですけど。海の方の堤防とかの計画はないがでしようかね。

議長、これは関連で構いませんか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

すいません、海の方の堤防の補強計画といったところは、自分の方は承知していないところでございます。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

港湾、海岸の方で、県が平成28年度に示されたシミュレーションを基に、減災防災対策ではございませんが、今月中に学習会をしながら、どのような対策ができるかという、下協議でございましてけれども、いうことを現在、佐賀地域において考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

課長、これは佐賀地域の堤防だけですか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

いわゆる津波が来たときに、より津波が高いと想定をされる佐賀地域、34.4メートルの津波が想定されるエリアにおいて、防潮堤であるとか、あるいはそういうものをやれば一定のどのような効果があるのかというようなシミュレーションを県が作っております。

が、それに基づいて全くそれを実施するということではございませんけれども、それをやった場合にどのような、いわゆる既存建物であるとか、それから道路であるとか、どういうものが影響あるのかというのは一定の資料を頂いて、住民の方々と学習の場を持ちたいということで現在、計画していることでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

はい、分かりました。

やっぱりそういった学習会必要やと思いますんで。その学習会で出た結論じゃないですけど、ある程度の答えが出ようかと思っております。そういったところをほかの、大方地域であろうとか。そういった所の港湾であるとかにも言い返していただいて、町全体のこととして取り組んでいただきたいと思っております、お願いします。

あと、時間がありませんけど、質問はちょっとしません。

いろいろ素人考えの質問して皆さん苦慮されていると思いますが、ただ、最後に。

先ほども申しあげましたように、発想の転換ていうのは本当大事やと思いますので、今までどおり続けんといかんことあるかと思ひます。ただ、今までどおりのことを続けることでそれが最良であるということもなからうかと思ひますので、いろんな考え、若い方の考えもあるかと思ひます。お年寄りの考えもあるかと思ひます。そういった考えを取り入れながら、発想の転換ていうところを皆さんの課題として、町民の方が安心安全して暮らせるまちづくりの方をぜひ皆さんで丸となつてやつていただきたいと思ひますので、そのことを申しあげまして、私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、13時まで休憩します。

休 憩 11時 14分

再 開 13時 00分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、中島一郎君。

8番（中島一郎君）

それでは12月議会定例会の一般質問を始めさせていただきます。質問、5問ありますので簡潔に質問をしていきたいと思ひますので、執行部の皆さんの方も、ひとつ明快な答弁のほどよろしくお願ひをしておきます。

それでは、1番目であり片坂バイパスの開通を受け、今後の取り組みについてということで質問を致します。

11月17日に、待望の高規格道路片坂バイパス6.1キロが開通を致しました。国道56号線の最大難所でありました焼坂、久礼坂に次いで、最後まで残った片坂が解消されたことで、自動車を利用される方にとっては、時間の短縮はもちろん、運転負担も相当軽減されることになりました。

また、開通後の幡多路へのアクセス向上はもちろん、産業振興、観光両面などの交流人口拡大、南海トラフ地震への緊急道路としての機能効果など、幅広く期待もされております。

このことが一般論としての効果への期待となっておりますが、もう少し掘り下げて考えた場合には、行政の立場として地域に活力を生む企画、提案がされることで、期待感は一層高まり、効果を生むことにもなります。町ではこの機会を逃すことがないよう、打つべき戦略、構想を持たれていると思ひますが、平成31年度当初予算、平成に向けての施策は何か考えられているのか、その点について質問を致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは中島議員のカッコ1、片坂バイパス開通後の戦略についてお答え致します。

11月17日に開通しました片坂バイパスにつきましては、町内の主な商工施設での速報値を見てみますと、対前月比で2割から4割の来客数及び売り上げのアップが報告されております。

質問にあります、この機会をとらえ打つべき戦略等については、商工部門では10月1日より黒潮町商工会、黒潮町観光ネットワーク、NPO砂浜美術館と町役場を含め、つなぐプロジェクト黒潮町委員会を立ち上げ、隣の四万十町委員会と高知県道路課とともに、将来的な高速道路、四国8の字ネットワークの整備促進も含め、より地元地域でのにぎわい効果の創出を高め、地域同士での連携を一層強化していくことを目的に活動を既に開始しております。

具体的には、片坂バイパス開通日より来年2月までの予定で、四万十町24店舗と黒潮町19店舗合同の飲食店等が参加し、シールラリーを実施し、集客効果を高めるべく取り組みを進めております。

来年度以降につきましても、幡多地域では、平田、宿毛間の高速道路の開通が予定されており、黒潮町における商工行政、新たなにぎわい創出に向けて現在取り組んでいるシールラリーの効果を見極めながら具体的な検討を進めていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

海洋森林課長から答弁をもらうわけですが、ちょっと肩透かしを食ったないような感じがしております。というのは、この部分については僕の方は、ひょっとしたら町長が出てきてくれて、町長の率直な気持ちと意気込みが聞けるがじゃないかと、自分はその期待感を持っておりました。

例えば、もうちょっと自分はこの予算部分のことを問うているわけですので、施策を。海洋森林課長の部分は、これはある分、高知新聞で提供された部分であります。

そのことは置きまして、もうちょっと掘り下げて。例えば、執行部である企画調整室長、産業推進室長あたりから、総合的なものの考え方で、私は答弁が欲しかったです。なかなかそこまでいってないわけですが。

町長、率直な気持ちで構いませんので、一言聞かせていただければと思いますので、よろしく願い致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

ご指摘いただいておりますように、片坂バイパスの開通によりまして、交流人口の拡大に期待をしております。今回は部分的に片坂バイパス区間だけの開通ということでございましたが、今後予定されております、四万十中央から西の連結、あるいは佐賀までの延伸。こういうことになりますと、今回の片坂バイパスの単独区間の開通よりもはるかに大きな、いわゆる終点効果というやつですね。これが見込まれるところです。

その終点効果を、できるだけ町内全域に、あるいは佐賀地域でしっかりと吸収するために、どうしても準備期間が必要です。そのために本庁舎にございました商工部門を佐賀へ、海洋森林課の方へ移設致しまして、とにかくこの延伸効果、これを佐賀地域でしっかりと最大限吸収できるような、そういう仕組みづくりを進めているところです。そういう関係がありまして、海洋森林課長が答弁をさせていただきました。

交流人口が拡大するのは間違いではなくて、かつ、休憩施設がない中でずっと走ってきた方が、一般国道にタッチされたときに休憩施設を求められるというのは、これまでの高速道路の終点効果からもう全部分かっていることでして、自然的にその終点効果は必ず出ます。ただし、ただ出るのを待っているのではなくって戦略的に取りに行くと。議員のご質問、そういうことだと思っただけですけども。

例えばですね、国道沿線にある主要施設の売り場面積であるとか、こういったことは、今までの前の国道の通行台数からと経験値から割り戻して、しっかりと今までも経営をされてきております。ただし、この数字が若干変わってまいりますので。じゃあ、実施施設の売り場面積をどうしようとか、品数どうしようか。こういう議論に必ず発展するようになります。

あるいは国道沿線だけではなくて、今、高知大学に委託しております産業連関。こちらをかつちり詰めることで、国道沿線の施設の売り上げが伸びることによって、町内の経済に波及する効果をどうしたら最大化が図

れるのか。この分析を今高知大学に委託をしてるところです。年明け1月には先生にお越しをいただいて、詳細の説明をいただくと、そのように報告をいただいているところです。

従いましてこれからは、主たる施設の売り上げももちろんですけども、その主たる施設の、例えば仕入先がどこなのか。それが町内であることが望ましいのは言うまでもありませんけれども、その効果が二次的三次的に最大化が図られるための、いわゆるサプライチェーンをどう構築していくべきなのか。こういったことをこれから本格的に協議をしていくところです。

少し今は小売のお話になりましたけれども、観光も同様でございます。やっぱり終点効果っていうのは、その終点で、いったん現道国道タッチされたときに、いわゆる風景を見ながらずっと走られる。今まである一定制限がかかっていた風景が、一気に開けるということになっております。そう考えたときに、黒潮町に対する印象が非常に高まることは間違いのないところです。その単純に高まる心理的な好印象を、ただいい風景などで終わらさないように、それをいかに、言葉適切かどうか分かりませんがお金に換えていくのかと、こういったことです。黒潮町にご来訪いただきました方々へアンケートを取りますと、約3割強の方が案内看板、あるいは施設への誘導の案内看板等が、少し不親切であるというようなご指摘もいただいています。

これまで議会でもたびたびご指摘をいただいて参りましたが、しっかりとしたサインアップ計画を持って、黒潮町のしっかりとした施設誘導が行われる。それによって利用者の方の心理的な負担も、ストレスも軽減させていただく。あるいは、さらにもう一度行ってみようというマインドを起こす。そういったことの仕掛け、仕組みをこれからつくっていくかなければならないと思っています。

それから最後になりますが、もう一つ。これまでですね、新しい客層の方が町内に訪れていただくことが増えることになります。そうなったときに、やっぱり何よりの武器は、僕はその場その場での施設の従業員の皆さんでありますとか、出会う住民の方でありますとか、そういった方の対応であったり印象であったり、こういうことだと思います。単にマーケットで評価をいただいている商品が並んでいますとか、単に美しい風景が見れますとか、そういうことではなくて、お越しいただく皆さんが何を求めて来られているのか。その美しい風景が美しい風景だけでとどまらない。おいしいものが、おいしいだけでとどまらない。そういったことのためには、どうしても商品のブラッシュアップと併せて、顧客対応といいますか、そういった方へのおもてなし、お接待、こういったことが非常に重要になってこようかと思っています。これは全町で取り組まなければならないところであります。一施設でも例えば手抜きがありますと、それが評判になりますし。そういったことも、これから各施設の皆さん、特に観光分野はネットワークがございますので、この観光ネットワーク中心にお話し合いを進めていきたいと思っています。

あと、答弁漏れがありましたら、企画なり産業推進室が答弁させていただくと思いますけれども、とにかく今回の延伸効果、とにかく最大化を図って、それを最大限吸収したいと思っています。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

どうも。答弁漏れはありませんので。

今年度中にですね、国道56号大方改良、これ2.6キロも開通することになっており、入野周辺部の交通混雑の緩和と交通安全の確保を図ることはもちろん、黒潮町にとっては平成30年度は記念すべき1年になります。また、窪川佐賀道路6.2キロも、黒潮佐賀インターチェンジ付近を中心に工事は順調に進み、昔の面影は日増すごとになくなっていきます。

このことは、地域周辺の方や土地所有者の皆さんの協力があるからこそ、早期完成に向かっていることを認識

しておかなければなりません。

今後においても、地域住民の意見、要望には耳を傾け、誠意ある対応で信頼関係を築き、一層の高規格道路の推進に期待を致しまして、この質問は終わります。

2の水産業振興と港湾整備について質問を致します。

カッコ1の高知カツオ県民会議について質問をさせていただきます。

高知県の県魚であり、地域を代表する食素材であるカツオを、地域の誇りとして将来にわたり維持していけるよう、高知にして日本にカツオを取り戻すことを目的に、高知カツオ県民会議が2017年2月9日に設立をされて、1年8カ月が経過致しました。情報の発信、カツオ漁業及びカツオ資源の消費の在り方、カツオ資源の調査保全、そしてカツオの文化について何回となくシンポジウムなどを企画提案され、それに伴い活動も展開されてきました。

また、黒潮にとっても、それぞれの分野において共に活動を起こした中で、行政の立場として今一番先に取組まなければならないと感じたことは何か。

その点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ1、カツオ県民会議にかんする質問にお答え致します。

カツオ県民会議において本町が属している資源調査保全部会では、昨年につき本年も当部会を中心とした県民会議の代表が、中西部太平洋マグロ委員会の総会に出向き、危機的な資源の枯渇状況と今後の資源調査についての提言を行い、諸外国の皆さんと問題意識の発信、共有を図っているところでございます。

同時に、観光、飲食等を通じてカツオ資源を持続的に利用するという意識を持っていただくために、カツオを中心とした文化、伝統を文化庁が定める日本遺産の認定を目指して、現在活動を実施しております。

具体的には、カツオ県民会議、高知県、関係市町村、学識経験者、観光協会を委員とするワーキンググループを組織し、当町も参加して、日本遺産として発信する内容の整理と申請作業を進めております。同時に、カツオとかかわりの深い地元の皆さまにも、日本遺産への気運と関心を高めていただくため、既に11月には中土佐町にて第1回のシンポジウムを開催しました。来年1月12日には、本町でも黒潮町総合センターにおいて、文化庁の職員をお招きし、第2回のシンポジウムを開催する運びであります。

町としましては、行政に限らず町全体として、先ほど申し上げたシンポジウムへの参加等を通じて、町内におけるカツオ文化の掘り起こしを進め、国民全体でカツオ資源を守る意識を向上させるということの一翼を担っていく考えでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

まあ本当に行政としての取り組みの活動が見えてきたわけですが、来年度2回目のシンポジウム、黒潮の方で開催してくれるということで、ぜひですね、この地元の皆さんに周知徹底を図って、一人でも多くこの問題に参加できることを祈っております。

私の方もちょっとまとめてみたんですが、やっぱり県、市町村、民間企業、関係団体の皆さんが、それぞれの立場で協力されて、幅広くカツオ資源の現状と課題について情報発信をしていくことで、県民の皆さんにも

共通認識を持ってもらうことができたのではないかと。それからまた、カツオ資源の再生、保護という目標に向かい、カツオ不漁が深刻化している日本の立場を諸外国にどのように理解してもらうか。これが大きな今後の課題となっているわけですが、先ほど課長の方から答弁があったとおりでございます。

このことを踏まえてですね、行政は二極化した形として、基幹産業である土佐カツオ一本釣りや、引き縄漁をどのようにして、持続可能な漁業に結び付ける仕組みづくりが望まれるところであります。ぜひ、土佐のカツオ釣りは黒潮からという確信を持った取り組みを今後期待致しまして、この質問を終わります。

それでは、続きまして、カッコ2の新規漁業従事者への支援ということで質問を致します。

10月号の広報くろしおでは、新しい漁業に挑戦しませんか。黒潮では、漁師による実施されていない新しい漁業の導入支援を始めます。漁師から出されたアイデアは、町にて張り出し、実際に挑戦する漁師を募集致します、ということですが、どのような形で新規漁業従事者を求めていく流れになるのか。

この導入支援策についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ2、新規就業者支援策にかんする質問にお答え致します。

黒潮町において沿岸漁業を次世代に引き継ぐためには、一定の所得を確保できる収益性を持つ沿岸漁業を振興していく必要があります。水産資源が限られ、かつ縮小傾向にある中では、収益性を高めるためには既存の枠組みにとらわれない新分野への漁業へ挑戦し、結果を踏まえて改善を行い、新規の事業としていく取り組みを支援し、支援状況の変化に臨機応変に対応できる生産現場の意識体制づくりを進めていく必要があると考えております。これまでも、広く漁師の皆さまに知っていただくため、各地において説明会を開催し、また広報等にも掲載し、周知しているところでございます。

一方で、現在、新規就業者を希望する希望者がスムーズに就業できるよう、ワンストップ体制づくりを進めるために、高知県が高知県漁業就業支援センターを新たに立ち上げたところでございます。現在の支援策を全体的に見直すため、同センターの施策を高知県、県内の漁協、関係市町村の担当課で組織する漁業就業支援組織検討委員会で、来年3月までに検討することになっております。同検討委員会の参加を通じて、就業の希望を持つ方が、独り立ち、操業していくまでの丁寧な支援できる施策を考えると同時に、黒潮町において、新漁業への支援施策の実施を通じて、収益性をはじめとする魅力ある漁業づくりに努めていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今課長の方から、今回、県の方の漁業就業支援センターの立ち上げのことの答弁があったわけですが。ちょっと私、もう一度質問をさせていただきます。

高知県の方の漁業従事者数は、高知県の。1993年、平成5年に8,100人程度だったのが、2013年、平成25年には約3,900人まで減少をしておられます。また、過去の新規就業者は40人から50人程度で推移もされております。このようなこともありまして、高知県では今、課長が言われましたように10月15日に漁業就業支援センターを立ち上げました。今まで市町村や漁協と連携して取り組んできたが、支援の全体像が分かりにくいということから、支援事業によって異なっていたものを相談や受付の窓口を一元化し、就業の増加を目指すということでもあります。



この町の就業支援の部分と、この就業支援センターの部分と、どのような形の関連性があるのか。そして位置付けをされているのか。

その点をちょっと詳しくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

現在、平成30年度までに本町において新規就業者の研修制度を利用している方は3名ございまして、これは平成31年度からになりますと継続の方もおりますし終了する方もおりますが、今までに導入した方については、そのままの継続というふうになっております。

新たに今度立ち上がってくる県の支援センター。先ほど言いましたようにまだ骨格の議論がありまして、具体的な、どのようなところにしていくのかとか、さまざまなその雇用形態。それからリース事業との同じようなセンターの中で対応していくということがありますので、まだそこらへんの議論は始まったばかりでありますので、詳細そこ答弁はなかなか厳しいものがございまして。

いずれにしても、ワンストップでその就業支援ができるような体制を構築するというふう聞いておりますので、その中で意見を申し上げて、スムーズに移行できるように対応してまいりたいと思っております。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、ちょっと補足をさせていただきます。

ちょっとですね、町単による新しい漁業、新漁業のお話と、それから新規就業者をどうつくり上げていくのかというお話の関連性を問われていまして、現段階ではですね、これは完全セパレートの話です。

先日周知させていただきました、新しい漁法のチャレンジを今、漁師の皆さんに促しているところです。これは6月議会だったと思うんですけども、少し説明させていただきましたが。黒潮町の沿岸漁業っていうのは大体複合経営になっていまして、いろんな漁法がございまして。その中で、例えば資源とか、あるいは例えば天候とか、いろんなことに左右されながら、何かが、どこかの漁法が順調でないというような将来も当然あり得るわけですし、今から、新しいリスクヘッジのためにいろんな漁法を黒潮町の漁師さんがノウハウとして持っている必要がございまして。そのために、今まで少しリスクが高いので、あるいはビジネスとしてチャレンジするには少しリスクが高いと判断をされて、チャレンジに二の足を踏んでいたようなそういったモデルがあるとするならば、そこに行政がしっかりと支援することで、一步チャレンジしていただけないかと。そのリスクの応分の負担を行政も背負いますと。ただし、そこでもしビジネスとして成立するような漁法が確立されたときには、町内の沿岸漁師さんに情報提供、あるいは技術提供をお願いしますと、こういったたてりになっていきます。

従いまして、今いる沿岸漁師さんからお知恵をいただきながら、応分のリスクを行政も負う形でスタートするのが新たな漁法の開拓でございまして。その次に、ご質問がいただきました就業支援センターが絡んでくるのは、新しい漁師さんですね。これをどうつくり上げていくのか。これまでは各経営体にお任せしていたんですけども、本年度から少し制度改変がございまして、新年度からはさらに新たな改変ということになります。

その就業支援センターの枠組みについては、まだ細部が詰まっている段階ではなくてですね、すべてをご説明できるのにはもう少し時間がかかろうかと思っております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

質問の中で、私の方から発信したように、新しい漁業に挑戦しませんかという。僕もこの言葉にちょっと魅力を感じまして、今、町長の説明を受けて十分分かりました。

ぜひ、そういう部分で沿岸漁業はなかなか複合経営でないとやっていけない状況にあります。ここにいかに新しい漁法を見出すか、これは漁師さんだけの力だけではないと思います。いろんなもん、ビジネス的なこと、いろんな部分でそういうそのことができた中で、行政支援という部分が後からついてくると。そういうたてりになるのではないかと考えております。

これは非常に時間もかかって難しい問題と思いますが、コツコツと積み上げた形ですね、ぜひ成果を生んでももらいたいと、そのことに期待を致します。

総合戦略の中でも、新規漁業従事者として平成 31 年度までに 6 人以上の目標数値がありますので、ぜひこのことも頭に置いて、この従事者等の推進に力を入れてもらいたいということと。

ここで一つ提案をさせていただきたいわけですが、漁業従事者にかかわらず、農業、林業などについても、農業については、高知県の農業大学校、それから農業についても就農推進事業なんかをやっておる。幅広い部分で、その産業部分、部分にあるわけですが。これがなかなか町民にとっては、今回、漁業の場合は広報くろしおに載りました。そして年に 1 回、農業の方はですね、こういうような形でパンフレットを、一戸一戸に多分これ配布していただいていると思いますが、それから、告知端末機なんかで放送もされております。そういう形でいろいろな、各課が分かれた形で情報発信をしているんですが、私はできれば、こういう新規の就業等の推進事業については、農業も林業も水産業も困っていることは一緒でございますので、一つのこういう募集要項なんか、その中身のことにについて 1 冊の冊子にさせていただいて、もっと町民の方が見やすく理解しやすいような形のを作った方が、もっと町民の方に周知徹底ができるのではないかと。それを家庭へ保存しておればですね、いろんな部分で活用できますので。そういうのも財政的なもんもあるかも知れませんが、毎年こういうふうに配布してくれることもありがたいことながですけれど、全体的を見たいときにそういう方法も考えていただいてもよろうたらどうかというように思いましたので、その点をひとつご提議をさせていただきます。

それでは続きましてカッコ 3 の、アマダイ、イセエビの放流や漁場整備について質問を致します。

この 12 月は、先ほども言いましたように平成 32 年度当初予算の編成時期だと思われませんが、沿岸漁業は、昭和 50 年代ごろから衰退の一方にあるが、水産資源の減少による生産額低下を招き、生活保障の確立が困難な状況となってきました。

これにも増して、担い手や後継者不足が深刻化していく中で、行政においても一定の所得が見込まれる操業形態を確立するために、2、3 年前からアマダイ等の有望種苗の放流、そして、昨年度はイセエビの漁場造成、投石など、沿岸漁業再生の一環として計画的に取り組みがされてきました。

この事業の事業評価と来年度以降の見込みとございますか、継続化されていくのかどうか。

このへんについて質問を致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ 3、沿岸漁業再生のための施策にかんする質問にお答え致します。

減少する水産資源に対応するため、平成 28 年度、29 年度にアカアマダイの種苗を山口県栽培漁業公社より購入し、それぞれ 1 万尾ずつ放流しております。アマダイ種苗は 7 センチ程度の体長の 1 歳魚であり、商品サイズまで成長するためには一定の期間が必要です。

水揚げ量を見ますと、放流前の 5 カ年、平成 23 年から平成 27 年度の平均が 3,476 キログラム。一経営体当たりの漁獲量を示す CPUE は 3.08 キログラムであったことに比べ、平成 29 年度は水揚げ量 3,795 キログラム。CPUE は 4 キロと、改善傾向にあることが分かります。

平成 30 年度はまだ全体像が判明しておりませんが、10 月末まで 2,351 キログラムであり、同様のペースで漁獲されれば、おおむね平成 29 年度と同等の水揚げ量になる見込みであります。本年は、同公社における種苗生産が不調であったことから、アマダイ種苗放流は実施できない見通しではありますが、先に申し上げたように資源傾向が回復傾向にあると考えることから、来年度に向けまして早い時期に実施の方向で検討を進めていきたいと考えております。

また、イセエビの投石漁場造成につきましては、佐賀地区の漁業者に協力いただき、製鉄メーカーと協力し、平成 30 年 2 月から 3 月にかけて、製鉄の副産物である鉄鋼スラグを活用した投石漁場造成の効果検証を実施しているところでございます。

本年の漁獲量はまだ全体像が出ておりませんが、同地区において例年一年で一番多くの漁獲が期待される 9 月の水揚げ量が 1,152 キロと、平成 25 年から 29 年度の平均の 2,293 キロの半分程度に落ち込むなど、不漁に当たったことで、房総沖での豊漁から魚価も下落したことと併せ、今年のデータのみをもって費用対効果の検証するのは難しいのが現状であります。

今後も、浜の意見を伺いながら引き続き調査を進め、投石への足掛かりにしたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

アマダイの方は一応、例年と比較して若干多いということで、効果が見込まれるという回答をいただいたわけで、ちょっと安堵（あんど）しているわけですが、来年度もこの放流は考えていただけると。今年はこちらとその種苗がないということで、来年度は計画してくれるというように自分はちょっと認識したのですが。

このイセエビについてなかなか、これ難しいことがあります。私も自分が思うには、イセエビは投石したらしきに着くというものの考え方を持っていたんですが、なかなかうまくいってそういうふうには進んでないようでございます。その海底の状況の変化とか、いろんな部分があると思いますが。

一つには、この場合の事業はですね、鉄鋼スラグの分が 200 立米でしたかね。鉄鋼スラグの分と、それから天然の石と比較して何かその調査をするということで、今年の投石調査の委託料に 400 万程度計上されていたと、自分は記憶しているんですが。そのへんが、ちょっと詳しい部分で分かればお教え願いたいということと。

なかなか単年度でなしに、今非常に良かったのは、課長の方が 5 年間ぐらいのスタンスで、平均で物事の判断をしていただいておりますので、それは十分参考にできました。今言いましたように効果の部分をもうちよっと分かればお願いしたいということと。

それから、今年、平成 30 年度の予算の中にナマコの放流というのを多分予算化していたと思うんですが、このへんも実施されたかどうか。

その点もひとつお願いします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、投石事業の検証事業につきましてご説明申し上げます。

今年はちょっと台風が多くてですね、8月から9月にかけて昼間、夜間、隙間を見ながら何とか調査をしました。その中で、鉄鋼スラグ。これは2000立米の投下をしておりますが、水深が23メートル。天場のとこの水深が23メートルで、下が25メートルのところですが。そこで潜って個体数を目視によって観察面積240平米で、そのうちどれくらいエビがおるのかという観察をしてみますと、0センチから5センチのところに固体数10、5から7.5に1匹、7.5から10センチのところで2匹。で、いわゆる平米当たりの固体密度は0.05でございます。

同じように対照区自然石、これ500立米でございますが、同じ天然石をその鉄鋼スラグから約200メートル離れた所に同じ深さの所へやっております、ここは7.5から10センチの所2匹ということで、いわゆる密度的には0.03ということで、鉄鋼スラグに比べては低い状態であります。

それから既存の投石漁礁。クロハエという所で9月に潜ってみますと、0から5については1匹、5センチから7.5は2匹、それから7.5は2匹ということで、鉄鋼スラグと同じ0.05の密度があったということであります。

しかしながら、漁師の声を聞いてみますと、非常に深い所で高齢化もあって、なかなか漁法によってはなかなかその鉄鋼スラグ海域でのその水揚げが、機械がないと難しいような話も伺っておりますので、波高の関係もありますので、どの場所でのどの程度やるのか、非常にテクニカルなこともあるし。それから、専門家と話す中では、いわゆるエビが着くには甲殻類であるとか、それから成長とともに巻貝類とかが必要になってきますので、一定の経過年数がないとなかなかそこには着きにくいという判断もしています。ただ、そういう投石所やったところには魚、いわゆるシマアジであるとかスジアラとか、それらの有望な魚がそこに集まっている効果は出てきております。

一方、ナマコにつきましては、海水温が低くないとなかなか活動できないということで、去年、種苗を若干500キロくらい放っておりますが、夏場においてもなかなか潜って調査しました。そして先日も、3日くらい前に調査していましたが、なかなかまだ水温が20前後ではなかなかまだ活動が活発にされていないということで、ナマコの確認はされておられません。冬場になって、水温が下がって収穫期になると潜水しながらナマコ調査に入り、そのタイミングで放流をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。

本当にいろいろきめ細かな事業効果とか、調査をされていることにちょっと関心をしたわけですが。

やっぱり昨年度投石やった場所が、水深で23から24メートルということでありましたが。これ専門的な方が決定された事項ですので、素人が言うのも何かしかもしれませんが、ちょっと私は深いではないかと。水深的にこう深すぎるがじゃないかというような、漁業者の方からもその意見をもらってありました。以前はやっぱり15メートルぐらいを限度ぐらいにしていたと思いますので、そのあたりとの兼ね合いもあったかも分かりませんが。こういうふうな期間を求めてですね、調査をしていただいた結果がいい方向に出ることをまた期待をしておきます。

ちょっと聞くのを忘れておりましたけれど、この漁場造成の投石事業は、平成 31 年度も予算化する方向で進んでいるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

本来ならば投石事業の効果検証を、シナリオというか考え方としては、効果がないものを投資してもなかなか行政の投資効果から考えると厳しいだろうということで、結果を待つということ、補助事業ではなかなか厳しいだろうという予測をしておりましたが、いろんな浜を回る中で、高齢化して、それに活路を見いだせる漁師の皆さんも多くおられますので、できれば予算化に向けて、担当課としては町としても努力したいというのが精一杯でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

できればじゃなしにですね、ぜひ来年度もやっていただきたい。なかなか 1 年で実績を見るというのは困難だと思うわけですね。

いつも言うように、農業と漁業の違いというのは土地と海面の違いであって、なかなか生産根拠というものが出しにくい部分がございますので、課長の方からもありましたように自然災害や気候の変化や、いろんな部分で複合された部分が出てきます。なかなか 1 足す 1 が 2 にならんのが水産業だと思いますので、そのへんも加味していただいて、ぜひ継続をしていただきたいという考えを持っております。

というのも、これ大事にさせていただきたいのは、私はいつもこの総合戦略の中身のことを言うんですが。この水揚げの向上、水産資源の確保についてという部分で、イセエビ漁場の計画的な造成及びアマダイ等の有望種苗の放流などにより、水揚げ量の増加を図るとともに、その効果、検証についてもしっかりとやっていくということを書かれておりますので、これまた総合戦略は今年の 6 月にできてこれから 5 年間、平成 34 年度までの。その中で、2 年したときに見直しがあると思うんですけども。こういうことから考えても、やっぱりこれを 1 年でやめるような理屈は、私は立たないと思います。そのことは、ある部分計画性に乏しいというような評価になると思いますので、そのことを申し上げておきたいと思います。

それではカッコ 4 の、佐賀港の整備について質問を致します。

今年は 4 月上旬から週末を迎えるたびに台風が接近したことで、漁業者の方も被害を最小限に食い止めるための対策として、漁船の係留作業などに相当な時間を費やしたところであります。特に近年は、台風接近のたびに佐賀港を見て感じることでありますが、鹿島から西に向けて灯台とセットになった佐賀厳島防波堤、延長が 130 メートルでございますが、これが設置をされておまして、地元の方は通称一文字とも呼んでおります。

ところが、先ほど申したように台風による高波などの影響によって、当初、異型ブロックで高さが保たれていたものが、相当海底に沈み低くなっています。平成 18 年ごろにも災害復旧工事が施工されており、当初は灯台のケーソン上部の高さと同様に異型ブロックの据え付けがされていたものが、その後の台風高波が原因で、施設全体が低下された状態となっております。皆さんの手元に写真を資料として回しておりますが、見ていただいたら分かりますように、上部に平成 18 年 9 月ごろの撮影した全体の施設の写真となっております。この下の部分は平成 30 年 10 月 9 日に撮った写真でございますが、この白い灯台のこのすぐ右のこの異型ブロック、ここなんか相当こう沈下した状態で上の写真と比較してもろうたら分かると思いますが、低くなっております。

それから全体像もですね、この灯台の台座から見たら相当低くなっていると感じられます。このことはですね、非常にこう大事にしてもらいたいわけですが、ぜひこの現地調査を再度実施して、この災害復旧工事ですね、対応してもらわなければならないかという考え方を私は持っており、また地区の住民からもその強い要望がありますので、このことについてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは中島議員のカッコ4、佐賀港の佐賀厳島防波堤にかんする質問にお答え致します。

議員から質問のありました佐賀港湾の厳島から西側にある一文字の防波堤沖の消波ブロックというのは、外郭施設である厳島防波堤2のことだと思います。当該施設につきましては、高知県の確認によりますと、平成25年度にした点検時に、消波ブロックの破損や、一部が損壊しているのが判明しております。台風により全体的に下がっているとの指摘ですが、今年の台風19号、20号。特にこの台風では、近年まれに見る大きな波がありました。次いで来た21号通過後において緊急点検、目視であります。平成25年度の施設点検時の写真と比べても大きな変状は確認されていないとの報告を受けているところでございます。

今年度は5年に一度となる定期点検を実施すると伺っており、点検時には施設の性能について評価を行うようでございます。町としましては、精緻（せいち）な調査及び施設の性能について、適切に管理するよう、さらに要望活動を進めてまいります。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

まあ県の方が下がってない言いましても、これ平成25年度に定期検査していることですかね。これを見てください。このこれ灯台のこの台座のところ、相当のこう三角形に空いてますよ。それから、この異型ブロックの天板。天板は大体まっすぐなっちゃう。災害でやった後はですね。これ写真が小さいけど、相当高低差がありますよ。見るときに台座を基準にしたら、灯台の。非常に明快に分かるがです。なかなかだから言葉で私も言うても分かりにくくと思ひまして、自分が写真を撮ってきたわけですが。もうちょっとね、そこらあたり綿密な部分で、県の方へもぜひ訴えてもらいたいと思ひます。

この部分は、佐賀の新港、漁港、それから横浜の港などは守ることはもちろん、これから予測されます南海トラフ地震の津波への防災対策の一つとしてもまた重要視しとかねばならないし、そういうことも自分の中では頭にはめたわけでございます。ぜひそういうことも考えて。ここだけではないんですね、いろいろな部分で影響が出てるんです。

例えば、佐賀の新港の沖には蓄養施設用地として7万平米の蓄養施設用地が確保されているわけですね。ここには毎年カツオの活き餌が蓄養されておりまして、沿岸漁船や19トン漁船が主体に餌の供給を行い、佐賀港への水揚げなどに貢献もしています。この台風時の高波になった場合には、伊与木川の水が普通であれば鹿島沖へ流れてきますが、この防波堤を越波、越すことによって流れがせき止まりまして、新港の方向に流れていくわけですね。このときの濁流、濁りや浮遊物、材木いいますか雑木などですね。などによって、少なからずカツオの活き餌蓄養にも影響が出てくると思ひます。

せっかくですね、長年にわたり県や中央が支援してきたこの事業でありますので、この対策の必要性を訴えて、この施設の運営、整備の充実を図っていただきたいという思いがするわけでございます。

また佐賀港においては、同様にこの厳島防波堤にだけでなしに、鹿島から防波堤ですね、これは260メートル

ル出ております。そして、この巖島からも防波堤が115メートル出ております。これなんかも長年の高波に耐えて、異型ブロックは相当破損しておりますよ。破損するということは、全体の天場が低くなっているということでございますので、このへんも全体的に現地調査をお願いしたい。

また、黒潮の漁港であります灘、伊田、入野、田野浦漁港、そして上川口港などの関連施設においても、同様な考え方を持たなければならないと思うわけです。

当時完成したものが100パーセントであれば、それは今の段階で70、80パーセントの効果いきますか、耐久性がなかったらそれを復旧するのは当然していかなければならないことでありますので、そういうものの考え方を持っていただければと思いますので、ひとつその点をよろしくお願いしておきます。

それでは続きまして、3の請負工事等の発注について質問を致します。

平成30年度当初予算は、4月に町長選を控えておりましたので骨格予算となっていました。6月定例会において本格的な予算が生まれ、予算執行がされてきました。工事請負等については順調に発注されていると思われませんが、できるだけ工事期間に余裕を持って発注することが、町と業者間との連携はもちろん、完成度が高い施設整備工事につながることにもなります。

また、そのことが地域住民への期待に沿うことになり、安全安心のまちづくりに一步前進するものと思っています。

今年度も残すところ約4カ月となりましたが、まだ発注に至ってない請負工事等については、それぞれの経過や理由付けがあると思われませんが、現在のところ、請負工事約500万以上の未発注工事はどれぐらいあるのか。

このことについて質問を致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは中島議員の一般質問の3、請負工事等の発注についての1番目のご質問、請負工事額約500万円以上の未発注工事の件数につきまして、通告書に基づきお答えします。

議員のご質問の約500万円以上の請負工事の未発注の件数につきましては、各課に問い合わせを行い調査しました結果、入札不調により不落になった案件や繰越予定の案件及び今議会で予算要求をしており、補正予算をお認めいただき予算が成立した後に発注等が可能となる案件を含めると、現段階で、請負工事につきまして33件の未発注の案件が報告されております。

なお、この件数の集計につきましては、現在の発注予定の件数の集計としておりますが、状況により増減することや、一つの事業の中で複数の請負工事が発生するため、件数と事業名が一致するものになっていないことを、あらかじめご了承くださいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、総務課長からありましたように、入札不調、それから繰り越し、今回の補正等で、33件あるということでございます。なかなか私の方も、ちょっと質問した後に金額を設定するのはどうかなと思いましたが、おおむね理解をできました。

それぞれの工事請負においては発注の遅れの理由があると思われませんが、計画段階における見通し、申請事

務などの遅れなどが考えられる場合もあります。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、住民側に立てば一日でも早く完成することを望んでおり、このことが生活環境や住民福祉の向上につながり、地域住民との信頼関係を築くことにもなるわけです。物事の判断は、住民側に立って町は要望に応じていかなければなりません。

今年度発注された請負工事につきましては、4月上旬から10月にかけて台風が何度となく接近して、そのたびに悪天候が続いたために、請負業者の方にとっては工事期間内の完成に努力と苦勞をされていると思われませんが、全体的に今年度発注した進捗状況はうまくいっているかどうか。

そのあたりをちょっとお聞き致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

総務課としましては、各課の発注の内容については詳細には押えてはおりませんが、問題があるとかいう報告は聞いておりませんので、問題なく進んでいるものと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

問題がないということでございますので、それでは続きまして、カッコ2の旧佐賀保育所改修工事について質問を致します。

先ほど申し上げましたとおり、まだ多分未着工であります中にこの佐賀保育所の改修工事の部分が入っているのではないかと推測をするところでございます。

これは6月議会一般質問でこの旧佐賀保育所の利用について質問を致しました。私の方は、できれば今後佐賀地区の拠点施設として住民の要望を聞き、事業計画を立てて、地域の振興や福祉施設の充実を図るため、利用計画を考えることはできないかという質問をしたところでありましたが、ところが行政としては、昨年の6月ごろから教育委員会や地域住民課、そして関係する機関の中で利用計画を立てており、その結果として、あったかふれあいセンター、図書館、放課後子ども教室、園児送迎用の待合スペース、地域の集会所的な利用と防災関係としての京都大学のサテライト事務室に利用することが計画をされていました。

用地管理においても行政財産から普通財産に変更されまして、今年の6月補正予算では旧佐賀保育所改修工事、設計管理委託199万4,000円と、ほか改修工事として1,300万円が予算化をされましたが、いまだに工事着工に至っていません。

これは何が原因でこのような状況になっているのか、その点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは中島議員ご質問の、請負工事等の発注についての2番目の質問、旧佐賀保育所改修工事の進捗よくについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

佐賀保育所につきましては、今年3月に伊与喜地区に新佐賀保育所が完成を致しまして、4月に移転がされました。移転に伴い、教育委員会が管理する行政財産から地域住民課が管理する普通財産に変更されまして、6



月補整で改修工事設計管理委託料と工事請負費を議決いただいたところでございます。

旧佐賀保育所につきましては、国庫補助金が投入されておりまして、補助金返還を回避するために県を通じて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条による手続きを行い、先週の12月4日に総務大臣の承認の通知が届いたところでございます。

しかしながら、旧佐賀保育所につきましては、国から起債の借入れも行っておりまして、現時点において、この手続きにもう少し時間がかかる見通しとなっております。

国の起債についての承認が得られた後から改修工事の設計を始めることとなりますので、国の承認の時期によっては明許繰越、または平成31年度当初予算に再計上となる場合もあると考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

理由はよく分かりましたが。

今、課長からありましたように、この補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律の第22条か。これ財産処分の制限に基づくものございますが。それと起債の借入れ。これは当初から分かちようことながですよね。この旧佐賀保育所建設事業費が約2億8,000万円。その中で補助金をどれくらいあもらったか分かりませんが、半分にすれば1億4,000万。3分の2にしたら9,300万程度ですか。それをですね、先にやらんずつに。一番国から県の許可をもらわな、この事業は進まんわけですね。それは僕は、行政の方におられれば当然分かったことだと思うんですが。

6月の補正のとき聞いたときに、行政財産から普通財産にして6月の補正予算組んだわけですね。そういう言葉を使うのであれば、そのときに、そのことは終わった段階でこういう予算を組むべきではなかったがですか。

その点についてお聞きします。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

中島議員の再質問にお答えを致します。

旧佐賀保育所の先ほどの答弁させていただきました申請、補助金等の適正化に関する法律の手続きの申請につきましてはですね、昨年9月の11日から県との協議を始めております。それでもう1年以上たっているところなんです。この申請については、総務大臣が特に認めるという条項で承認をいただく方向で、ずっと協議をしております。その前例がなかったこととか、あるいは国の担当が途中で異動になったというようなことから見解が変わったりというようなこともございまして、当初補正予算の6月の手前の5月ごろには、早ければ7月、8月ごろには着工できるという見通しでございました。

そうしたことから、6月補整にも計上、予算をお認めいただいたところでございますが、先ほど申し上げましたように、いろんな諸事情から補助金の承認が先週になったということでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

いや、理屈は分かるがです。流れの中で。

私が言ってるのは、一番先に昨年の6月の時点で、教育委員会や地域住民課、関係団体が話すときに、そのときから前に取り組んで、先にこの財産処分の関係を国、県をして、それから事業は出発するべきではなかったのかということ言ってるわけです。

今、課長が言いましたように、前例がない。担当者が変わった。それはその後のことですので。そういうふう先に国の、この何度もこれしますけど、財産処分の選任に基づく手続きをして、承認をさせていただいて、それから行政の事務執行をしていくのが順序ではないですかということ聞いてるわけです。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

中島議員の再質問に答弁させていただきます。

旧佐賀保育所の利用計画の協議につきましては、29年の6月19日から協議を始めまして、29年の11月9日までの3回行ってございます。

この11月の次点です、大体の利用の方向性が決まったということございまして、そのときにあったかふれあいセンター、図書館とか、そういったものが入ることになったところでございまして、その後からこうした手続きに入ったということでございます。

そして、先ほども申し上げましたが、先だっの6月議会の手前には、7月、8月ごろには着工できるという見通しの中で予算を計上させていただいたということございまして、ご理解をいただきたいと思っております。これを完全に申請、こういう承認が得られるまで待ってから予算を組んでおりますと、どうしても遅くなってきます。先ほど申しましたように7月、8月ごろに着工ができるという見通しでございましたので、それを仮に待っておりますと9月補正ということになりますので、できるだけ早くやるという方向もありましたので、6月補正で見込みの中で予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ちょっと理解が難しいがですけど。ちょっと私が言いよう質問からちょっとそれていきようがですけど。

その理屈は私も分かるがです、流れの中では。ちとでも早くしたいからいうことでしたけれども、結果的に早くなってないわけですね。繰越事業か来年度の予算になるわけですよこれ。考え方によったら。結果で見たら。だから、結果を見るがでなしに、物事を最初考えるときに、一番先に本当にこの行政の専門職にある方なんかがたくさんおるわけですが、その適化法の関係をどうして先に取り組まなかったかということ言ってるわけです。上部機関である。そうしたら、後のことは自分たちのことですからスムーズに進んでいくと思うんです。一番難問はここですよ、補助金をもろうちょう事業であれば。補助金の返還と起債の関係、これがクリアできない絶対できないわけですので。そのへんを私は問うてるわけです。ほやけん、結果から見たらこの工事が遅れることによって、繰越事業でやります、来年度当初でまた組み替えます、これは計画性のないことですよ。これは住民の方にとっては、この4月ごろはひよっとしたらできるか分からんいうて期待を持ちよった。それが、期待を持ちよったことが第一条件にあったけれども、それがまたこけていくわけですね。だから私は大事にしてもらいたいのは、そういう事務の処理、流れについてですね、余裕を持ってもろうて。だから6月の質問のときに、地域の皆さんの考え方とか、ああいう施設はないから拠点施設として使う方法とか、

もっと時間を持ってやっていただけませんかというときに、もう去年の6月から取り組んでいて、こういうふうに使えなくなったりしますというて、固定化したんですよ。やっぱりそういうところは、反省するところは反省してもらいたいと思います。

特にお願いしたいのが、今回これ平成30年度中に工事を完了する予定だったと思うんですね。それができないわけです。それはもう仕方がないことですが。やっぱり行政としては、平成31年4月1日から新しい年度に入ってそれを開設するというような、そういう意識も持ってもらいたいし、その折り目切り目をきちんとしてもらわんと、この弊害は全部住民に来てるんですよ。簡単に繰越事業で、それ仕方がないことです。やっぱりその繰越事業にするという重みを、ぜひこれから先に考えてもらいたいということをお願い致しまして、次の質問に移ります。

カッコ3、各小学校空調整備工事の計画について。

今年度の6月補正予算で、各小学校の空調整備工事825万2,000円が予算化されました。今年は猛暑が続き、児童生徒の負担も計り知れないものがあつたのではないかと推測もしております。

計画では、拳ノ川、伊与喜、入野小学校への整備が計画をされておりましたが、残念ながら今年の利用には間に合わなかったと、そういうふうに認識を持っております。このあたりをもう少し、先ほども言いましたように、児童生徒の立場に配慮するべきではなかったかと思うところでもあります。

少し質問内容と異なるかもしれませんが、これ、高知市において児童生徒の熱中症対策として11月12日、これ臨時議会を開いて、28億の予算を計上して承認されちやうがですね。ほんじゃけん、こら黒潮もどうなるのかなという考え方を持っておりましたら、これなかなか国の方も臨時特例交付金なんか等と、それから交付税措置なんかありまして、市町村の持ち出しは大体5分の1程度で事業的にはいくようでございますが、今回、うちの方も12月補正予算で小学校校舎空調整備設計管理委託の427万2,000円。それから工事に7,241万円。ほか中学校の分で197万6,000円。予算化をしていただきました。

これ多分、もう早期に発注して来年度の6月、7月ごろには完成するというような見込みになっていると思うんですが。

その点だけをお聞き致します。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは中島議員の3番、請負工事等の発注につきまして、各小学校の空調整備工事の計画についてのご質問についてお答えを致します。

議員ご質問の、各小学校の空調整備工事の実施について早期実施を目指しまして、この12月議会定例会の補正予算に提案を致しておりますので、ご承認され次第早急に実施設計管理委託契約を締結致しまして、年度内に整備工事請負契約を締結致します。

そして、遅くとも来年夏前には利用できるように取り組みを進めます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

来年の夏前ごろには全部完成するということですので、ひとつ頑張ってよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4の地域調査の推進について、質問を致します。

地籍調査は土地所有者の皆さんの協力を得て現地調査が終わり、その後、町が必然的にしなければならな

い国道交通省や法務局への認証申請等、持ち込みが遅れていることを認証遅延といわれております。この事務処理が完了しなければ、全体の事業が完了したことにはなりません。

黒潮においては、平成22年度から平成27年度までに現地調査が終わりながらも、15地区、入野地区5部落、浮津、下田など、そして佐賀の市野々川地区など、総面積で7.46キロ平方メートルが認証遅延の状態となっていることから、事業の効果が問われているところであります。

この解消への取り組みについて、昨年12月定例会一般質問、そして今年度9月定例会一般質問で、土地の管理について質問を致しました。同じように、宮川議員も地籍調査についての認証遅延について質問をされました。その中で、私なりに認識の相違と申しますか、少し気になる点もありまして、再度質問を致します。

経緯としては、宮川議員の質問の中で、この認証が遅れることによって、例えば土地の売買があったりしたときに問題が出てくるのではないかとという質問に対しまして、総務課長は、認証が遅れた地域で土地の売買をする場合は、旧面積と申しますか、今土地登記簿に記載されている面積で売買することになりますので、認証が遅れているからといって不利益になるということはないというふうに考えております、という答弁がされております。

このことが認識の違いと申しますか、私にとっては重要で理解し難いことでありまして。土地所有者の方は、地籍調査による境界決定が終わり、閲覧や同意の事務処理にある程度の時間を要しても、最終的には法務局の備え付けの土地登記簿、登記事項証明書まで土地面積が構成されて、地籍調査によって決定された土地面積が同じ土地面積になるものと認識をされています。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、町が必然的にしなければならない認証申請事務や持ち込みが遅れていることで、地籍調査以前の土地面積がそのまま残ることになっています。

このことから、土地の管理や売買をするときには、土地の所有者の方は不利益をこうむることがあるという認識を私は持っているところですが、この点について再度お聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

中島議員の一般質問の4、地籍調査事業についてのご質問につきまして、通告書に基づきお答えします。

まず、9月議会一般質問での答弁の見解についてお答えします。

地権者の皆さまの認証の遅れによる不利益はないとの答弁につきましては、1つ目としまして、認証請求を急ぐあまり、地域や地権者の皆さまが、納得していない状況で認証作業を推し進めているのではないこと。

2つ目としまして、認証地区内で、筆界未定地を多くつくらないために、丁寧に訪問活動などを行いながら、筆界未定地をなくすための取り組みを行っていること。この筆界未定地を少なくすることは、最終的に、関係する地権者の皆さまの利益にもつながるものと考えております。

最後に、固定資産税等の課税につきましても、認証されるまでにつきましては、地籍調査の結果が反映されることなく従来どおりの課税額が継続されるため、実質的な不利益は生じないこと、などの趣旨で答弁をしておりました。

しかしながら、議員のご指摘のとおり地籍調査の結果が認証されることにより、土地の境界が明確となり、境界紛争等のトラブルの防止や財産の保護につながります。

また、行政にとりましても、南海地震や土砂崩れ等の災害で、現地が変動しても土地の境界復元が容易にでき、災害復旧などが円滑に行われることや、公共事業が計画的に進めることができようになります。さらに、土地に関する適正課税に役に立つこととなります。

このようなメリットもありますため、地籍調査全体で考えますと、ご指摘されますように認証遅延により事業効果が発揮されていないというデメリットがあることとなります。このため、地域調査の解消に向け積極的に取り組んでいるところですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

はい、理解できました。

ただ、今課長からありましたように、その認証を推し進めるために地権者のうんぬんという話と、筆界未定を訪問してやらないかんから、そこに事務のロス、時間がかかるという話があったと思うんですが。これ、筆界未定が多かったら認証申請できないと思うがですね。割合でいったら多分、何かあるはずながです。

だからそこをやっぱり縮めていかないと、知事印の方は受付してくれんと思うがですよ。だから、これは理由は理由で分かるがですけども、そういう大事な作業が残っちゃうということ。

それからもう一つ、固定資産へのうんぬんいうのがありましたけれど、これ反映されないという話でしたけども、面積が。これ、本当は正しいのは、認証して終わった面積が正しいわけですね。本当言えば、それ、増えるか減るかは分からんわけですので、一概にそのことは言えないと思います。

事業効果を生むために進めていくということですので、そのことを尊重して、もう一つお聞きを致します。

今年度は、地籍調査の担当職員の増員も図られましたが、それでも年度当初に契約された一連の現地調査や事務処理等で精一杯の業務じゃないかと、私は思っています。

また、この事業は土地所有者の協力を得なければなかなか、課長も言いましたように前に進むことができませんので、日々の業務の中でも担当職員の方は相当な負担を抱え、その上に、7 年前からの認証申請に至っていない認証遅延事務処理を抱え、二重の負担になっていることも察知をしています。しかしながら、この問題を解決しなければ、この事業への投資効果は半減することにもなります。

また、これからの高規格道路の延伸においても、佐賀大方道路延長 14 キロが計画をされた中で、数年先になるかもしれませんが、土地の用地買収にかかわることで境界決定や移転登記などに少なからず影響がないとは言えません。総務課長もこのあたりの全体的な事業の流れを把握されていると思いますが、どうしてこの認証遅延に至ったのか。

また、この地籍調査の推進の重要性を理解していただいて、今後の計画はどのような形で進めていくのか。

この点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

中島議員の再質問にお答えします。

まず、認証遅延となった経過につきましては、先ほどからも答弁させていただいておりますように地権者の皆さまからの同意が必要となりますが、その同意が取得できず、認証遅延が行えない状況となっております。この同意につきましては、地籍調査の結果に不満があり同意を拒否している方ばかりではないため、地権者の意向を確認する作業を粘り強く、訪問や文書の送付等を行う必要がありますため、その作業により認証遅延が発生する状況となっているのが現状です。

また、その認証遅延となった理由としましては、これから答弁させていただきますが、事業の推進につつま

して、近年では防災対策として津波浸水予想区域を中心に現地調査に取り組むことで、被災後の復興やまちづくり計画の基礎資料に資する目的で、現地調査の推進を優先してきたということで、認証遅延が多く発生しているという状況にもあります。

30年度以降からにつきましては、高規格道路の早期完成のため、関係する地区を優先して地籍調査を行うよう国土交通省から要請があり、平成30年度より現地調査区域として調査を行っており、当面は、高規格道路の計画区域を中心に事業を進める必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今後は高規格道路の部分を取り入れて事業推進を図りたいということですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

また、来年4月から施行されます、午前中にも質問がありましたが、この森林経営管理法。この部分はスギ、ヒノキの民有林の後発防止を目指して、適切な手入れがされていない山林を、市町村が山主から預かりまして、民間業者に経営を任せる仕組みとなっております。ここでも、地籍調査の進ちょくが必然的に重要視されています。黒潮においては地籍調査を必要とする面積は165.44キロ平方メートルで、地籍調査実施面積は今のところ認証済みで32.12キロ平方メートルになっておりまして、約20パーセントの進ちょくとなっております。山林での面積確定ができていなければ、このような事業にも遅れが生じますので、これから先、黒潮においては地籍調査の重要性を再認識していただきまして、積極的な推進を期待して、次の質問に移ります。

最後になりましたが、5、社会福祉行政について。

カッコ1、生活困窮者自立支援制度について質問を致します。

この制度は平成27年4月からスタートしていますが、2年8カ月を迎えたところであります。この目的は、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある方で、生活に困り、何らかの支援を必要とする方に対して個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることになっています。

支援の対象は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。これは生活困窮者自立支援法第2条に書かれております。

また、経済的に困っている人に限らず社会的孤立状態にある人などの、生活に困窮した状態にある人なども対象とされています。

相談窓口は各市町村に設置しておりまして、まちまちでありまして、黒潮の場合は、黒潮社会福祉協議会が高知県から委託を受けまして、これは平成29年度でございますけれども、委託金383万円で幅広く相談活動を行っていますが、行政としてはこの事業に対してどのようにかわりを持たれているのか。

まず初めにお聞き致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは中島議員の一般質問の5、社会福祉行政についてのご質問のカッコ1の生活困窮者自立支援制度について、行政としてのかかわりや現状把握について、通告書に基づきお答え致します。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、県事業として高知県からの委託により黒潮町社会福祉協議会が委託を受け、自立相談支援事業として、就労、その他の自立にかん

する相談支援、自立のための支援プラン作成などを行っています。

町としましてのかかわりにつきましては、町の窓口への相談や地域包括支援センターへの相談及び対応している方に対しまして黒潮町社会福祉協議会の相談員に相談内容の引き継ぎ、相談者への訪問など一緒に行っているケースもあります。

また、支援プラン案について、行政や支援機関等により本人の意向や支援内容の確認を行う、支援調整会議にも参加しています。

そして、社会福祉協議会から体調や健康面に何らかの不安がみられる方への相談、訪問等の依頼により、町の保健師も社会福祉協議会の支援員とともに支援を行っています。

このように、社会福祉協議会と情報共有を図り連携をすることで、生活困窮者、自立支援対象者などの現状把握とともに早期支援につながると考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

社協とともに相談を受けながら、訪問をし、情報を共有した活動がされているということでございますので、大変喜ばしいことでございます。

先ほども申し上げたとおり、この制度は、私たちが日常生活を送っていく上での根幹の部分为保障されていることから、住民の皆さんにとっても大変重要なことで、かつ関心のある施策だと思われま

す。先ほども言いましたように、市町村において福祉事務所での相談窓口を設けて対応されている所がありまして、黒潮の場合は先ほども言いましたように社協で委託されておりますが、

今課長からありましたように、福祉行政の中でこのことを重要視して、社協とともに共有認識の上で取り組んでいるということでしたが、これ住民の周知徹底ですね。このあたりはどういうふうに位置付けて、どのような方法をとられているのか。

このことについてお聞きします。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

広報、周知活動についてですが、本事業内容について広く町民の皆さまへ周知できるように、町内の商店や集会所、郵便局へのチラシを設置しまして、また、あったかふれあいセンターや地域のサロン活動などにも積極的に足を運び、事業説明などの周知に努めております。社協の方●ということ

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

妙に後の語尾が聞こえらったがですけど。

今のが、社協の周知徹底ですね。社協が事業主体でありますので。その理屈は僕も分かるがです。ただ、先ほども言いましたように、課長も言葉の中で情報共有、共通の認識ということだと思んですが。このことは社協が委託しているから社協だけという考え方でなしに、そういう考え方は持ってないと思いますけれど。

私はやっぱり、今も言いましたように行政の中の根幹のことでありますので、並行して行政も同じような気持ちで周知徹底を図っていただきたいというのが私の主旨でありますので、その点をひとつお願いしておきます。

相談例を見てみましても相当幅広いがですね。これ実績で見ると。働きたいが仕事が見つからない方、ここは長く仕事をしていないので就職することが不安な方、借金返済に追われて生活が苦しい方。それから、失職、働くことができなくて家賃が払えなくなった方、悩み事が多く何を解決したらいいのかわからない方、社会に出たいが出れなく自宅にこもっている方など。一人一人の状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が相談に寄り添いながら、解決に向けた支援制度になっしょうがですね。やはりこのことを思いよったら、大体全部行政に入ってくるわけですが。行政の中へも。そうであれば、幅広い窓口としてもうちちょっと踏み込んで、一人一人の相談については相談内容を共有して、しっかりと自立支援策につなぐことはもちろん、民生委員や児童相談員などの連携はもとより、実情に応じたネットワークづくりや協力体制が必要と考えるわけですが。

このことの対応はどのように思われますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

黒潮町地域で民生委員とか関係機関で、ネットワークで自立支援の対象者の方を支援していくということに對しまして、町と致しましてもその考えであります。

今のちょっと支援プラン、個人個人の相談内容によって支援プランを作成します。そこで審査といいますか調整会議を幡多福祉保健所の方からですね、黒潮町の場合は一応音頭を取っていただいて、メンバーとして県社協、町役場、それからハローワーク、法テラス等々のメンバーで、その支援対策について協議も行っているところです。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

これ、社会福祉協議会の事業報告書を参考にしてみますと、平成 28 年度は 146 件、平成 29 年度は 138 件の相談があるわけですね。相談内容を平成 29 年度で見ると、上位は 1 位に食べ物がない。これが 26 件。2 番に仕事、求職のことで 15 件。3 番に、収入、生活費で 13 件。4 番に、病気や健康障害 11 件ですか。それから、5 番目に税金、公共料金の支払い 9 件となっております。大体年代では 50 歳代の方が大半を示しているわけですね。

この社協の活動実績から見ても、幅広い相談の中で解決策を求めていくには、相談内容によって私はやっぱり町も自主性を持った、主体性を持った取り組みが望まれることもあると思うんですね。このあたりをちゃんと受け止めていただいて、この事業の推進を図っていただきたい。

それから最後になりますけど、これ第 2 期黒潮町地域福祉計画。そして総合戦略の中には基本的な考え方として、家族やご近所の人たちに囲まれて、住み慣れた黒潮でいつも安心して暮らしていけることが住民の皆さんの願いですと、そうも書かれております。ぜひこのことを大切に実行される社会福祉行政の推進をお願い致しまして、12 月議会の一般質問を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（山崎正男君）



これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、2時50分まで休憩します。

休 憩 14時 36分

再 開 14時 50分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、矢野昭三君。

4 番（矢野昭三君）

それでは、通告に従いまして発言を致します。

人が元気、自然が元気、地域が元気。これは合併いうか、新町発足時の黒潮町の地方公共団体としての意志ですね。それは、皆がええ町をつくろうということの合言葉の結集が、先ほどの文言に表れておるわけですが。

ところでですね、通告してはおりますが、その前に、一応皆さんご理解いただきたいことが1点ありまして。この人間、歳を追うに従ってどうしてもさまざまな所が、視力の低下とか聴力、そういったことの低下が見られるわけでございます。反射神経も悪くなります。

で、この手元の、私の手元にあるこの資料というのは、これは日本眼科学会からの資料でございますけれども、これは高齢者の特徴として視力機能の低下と。例えば、20歳のときに1見えておるものが、70過ぎてきますと0.6ぐらいですね。動体視力に至っては、0.8見えておるものが0.1。これはまあ一般的な統計資料らしいですが。

そして、聴力についても一緒ですね。20歳ごろはですね、非常に、ほとんど差はないですね。高音、低音も。高音が少し下がる程度で。これが70になってきますと相当下がってきまして、半分以下になる。20歳のときから、20歳20とすれば55ぐらいですか。

そういったようなことで、もうなかなか元に戻らない状態ですね。そういう方が大変多くおいでるわけです。それは私も一緒なんですよ。

で、この間、町の広報12月号、これ見てもですね、65歳以上の高齢人口4,850人。これ43.07パーセント。ええ資料を頂きましたけれども、これ残念ながら白い所へ白なんです。白。大変視力が低下してきますとね、これ見えにくいんですよ。大事な重要な資料ですけど、そういうことがございますので。

それから、片仮名、新語、造語、記号が多うございますので、できるだけそういったことが分からない。分かるためには新しく辞書を買って、そして勉強しなくてはならない。そういうことはね、声にならないんですよ。これはね、声なき声です。皆さんここで働いている方はね、若い。だから非常に、まあ視力もよろしい。聴力もよろしい。反射神経もよろしい。だけど、そうでない多くの方がいらっしゃるということを知っていただきたいわけですね。

それで通告に戻ります。

1番、住民への周知や説明の方法についてということ。

まずカッコの1番目で、20歳ごろから聴力、視力などが低下している。住民は、専門用語ですね。早口で、聞いても理解し難い。この専門用語というのは、町の皆さん、法の執行、予算の執行するに、当たり前のことと思って住民にそのまま言うそうですね、何を言いゆうやら分かりにくい場合が大変ございます。考えゆううちね、話は進んでいく。前向きに、説明が。

だからここはね、前々から私はこの場でも言うておりますが、これ行政力というんです。行政力をいかに高

めるかということについて聞いてるわけですが。すべての住民に丁寧に説明をすることはもとより、高齢化が進展するこんにち、行政執行をどのように説明しているか問います。まず。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野議員のご質問の、住民への説明の方法等につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

議員の申しますとおり、行政用語には専門的で難しい場合、また、最近では英語などが名詞的に頻繁に使われる場合がございます。住民の方々に丁寧に、分かりやすく説明していくことが、一番大切なことであると認識をしているところでございます。

住民の皆さまに、町として、行政として行っていること、また事業の内容、イベント、あるいは行政状況などをお知らせする手段としましては、本人へ直接説明する場合、そして郵便などによる通知をする方法のほか、町の広報誌、また告知端末の放送、ホームページなどなど、さまざまなものがございます。身近な事例に置き換えるなど、分かりやすく丁寧な説明を心掛けていきたいというふうに思っております。

また、議員ご指摘の聴力、視力などが低下している方々への説明につきましても、まずご家族の方やご近所の方、あるいは訪問をしているヘルパーの方など、まず第三者の普段接している方から、その方の欲している情報を提供していただくことになろうかというふうに思っております。個人のお体の状態や欲しい情報の内容によりまして、随時対応をしてみたいというふうに考えるところでございます。

また、行政の職員としましては、説明する能力、コミュニケーション能力の高めることが必要だというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

通告しておりますので、まあそつなく答弁していただいたかなとは思いますが、ちょっと、もう少し質問したいと思いますが。

これ、この間、高知新聞社さんの記事なんですね。10月1日付のね。これ、社説欄ですがね、やはり、相手が理解できてこそという見出しなんですね。片仮名語と書いてるんです。

で、あまりにもそういうものが多過ぎまして、その町の広報もね、割合多いんですよ。実は片仮名が。私が辞書を引っ張っても、私の持っておる辞書では出てこないいうところもございました。するとね、また本を買わないかん。高い、本が。そういうことはね、行政の方は給料もらいながら、いろんなことを勉強できてだんだん情報を流してきててもですね、流すことはいいんだけどね、住民がそれを見て、読んで、理解できないといけません。とてもじゃないが、納税の義務があるんですね。納税の義務が。だから、働かなあお金が入らない。そんなことで時間を費やすというのは大変もったいない話。

特にですね、行政が後援、あるいは共催しておる文書が多く回ってきます。その実態をね、副町長、あなたどれくらい知ってますか。もう、ありとあらゆる文書ですよ。字は大小ものすごあってですね、あ、これは駄目じゃと。少なくとも行政がね、後援、あるいは共催する以上ね、その責任はありますよ。どれだけ決済しちゃうわけですか、副町長。あなた覚えてないでしょう。多分これはね、どこまで副町長が命令出しておるか、私は疑問に考えます。ええ。これは大変なもんですよ。そういうところはね、やっぱりとくと考えてもらわない

きませんね。

それと、この間、2017年度の市町村税収実績というものが高知新聞に載っておりますね、わが町はね、高知県下の中で下から数えて何番目。これがね、94.4パーセント。収納率。平成16年、合併前の年ですよ。前の16年というのは、合併協をつくったのが12月だからそのときですよ。調定に対して収入済額のこの割合というが92パーセントなんです。これがね、私ね行政、お金をだんだんよけ取りなさいとか言ってるわけじゃないですよ。前にもここで言ったことあるけど、税金を納め難い人というのは、仕事がないとか、あるいは病気で家で寝ておるとか、お金がないので病院へ行けれんとかいう方も、中にはいらっしやると思うんですが。それは税が徴収時分に行ったときに体の悪い人や寝込んでおる人がいれば、その担当へ連絡して病院へ行っていただいて、早く体を治して、それで元気に働いていただく。そういうことが必要ですよということをこの場で私発言しております、それはねどの程度、皆さん理解してくれてちょうかなと。

こういうことなんです。憲法の前文というのはね、その県や国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行行使し、その福利ですよ。福利は国民がこれを享受するとあるんですね。享受しておるといふ心がみんなにあれば、私はもっとこの税の徴収率、良くなると思うんですよ。この92パーセントの中にはね、何割かは特別徴収の方がいらっしやるんですよ。これはね、給料から天引きやから。その中での92パーセントですよ。

そして、何のためにそうするかという。税を何のために収めるのか。公共の福祉ですよこれは。公共の福祉。公共の福祉が十分にできないと駄目ですよ。だから、勤労の義務というのはその後から来るわけね。そして、納税の義務もその後へ来るわけ。だから、この間も言っていましたよ。仕事がないので困った。どうしたらええらうか。それは、住民はそういうね、お困りの方もいらっしやるわけですよ。そういうところをよく理解して上で、法の執行や予算の執行をしていただかないけません。繰り越しも結構ですよ。だけど、ほんとに繰り越しする必要があるのかどうなのか、そこはちゃんと吟味してですね。繰り越ししてもね、許認可の問題、あるいは土地の問題。これ、この処理ができないとね、次の繰り越しの執行できないんです。その後へ来るのはね、事後繰りですよ。土地がね、判をいただけない、許認可がもらえないとかいうのはね、事後繰りの理由にならん。副町長は毎日来て座れば給料もらえるけどね、町民はそうはいかん。働かなあ、お金はもらえない。働いてもね、もらえないときもある。副町長というのはね、これまでね、町長が提案した。それをね、決定したのは議会や。全員が決定した。賛成した。その後で町長は辞令発令した。この場でね、課長がおるけどね、町長の裁量の範囲のそういう職責の方ですね。そりゃ一生懸命やりゆう。町長は町民が選んだ。副町長は議会が選んだ。議員は町民のね、付託を受けておる。こういうね、私はずうっとね、税の効率が悪いのは何が原因かなということでもずうっと考えておるけど、私なりに思うのはね、住民が行政サービスに満足してない。そういう方が多分、多くいらっしやるんじゃないかなあというように考えるわけです。だからね、ここはもう副町長として立候補したときにね、決意表明聞いてないですよ。だけど、それはこの場であらためてですね、副町長の心の内、覚悟の内を毎回聞かせていただいて、私は、これはテレビを通じて町民が見てくれておりますので、副町長のその姿勢いうものをきちんと見ていただくことが、住民の信頼に応えるものであるというように考えますので。

いかがですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

ご質問ということになるかどうかは分らんがですけども、自分の方針としましては町長の補佐をし、一生懸命、住民福祉の向上に心掛けてまいります。それ以上はありません。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

それでは、まあ頑張ってやっておるということでございますので、それでまあ了解を致しました。

あとですね、2 番目の戦没者・遺族についてに移ります。

そのカッコの 1 番で、沖縄県八重瀬町字具志頭に建てられている土佐の塔、合祀者数 1 万 8,545 柱のうち沖縄戦戦没者 832 柱、南方諸地域戦没者 1 万 7,713 柱です。私の持っている資料ではそうなっております。

このうちで、黒潮町戦没者はそれぞれ何柱ですか。問います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の 2、戦没者・遺族についてのご質問のカッコ 1 の、沖縄県八重瀬町具志頭（ぐしちゃん）に建立されている、土佐の塔に沖縄戦・南方諸地域戦没者の黒潮町戦没者はそれぞれ何柱について、通告書に基づきお答え致します。

土佐の塔に祭られている戦没者のうち、沖縄戦・南方諸地域での黒潮町戦没者はそれぞれ何柱かを町の資料で調べてみましたが不明のため、高知県の担当課に問い合わせしたところ、土佐の塔に祭られている黒潮町の戦没者数は 547 柱となっておりますが、市町村別の戦没者数は把握できているが、沖縄戦、南方諸地域別にカウントした資料はありませんとの回答により、沖縄戦、南方諸地域のそれぞれ個別の黒潮町の戦没者数については分かりませんでした。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

答弁が分かりませんでしたでは、何かこれ答弁にならないんじゃないでしょうかね。それぞれ幾らですかという質問なんですよ。

どうですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほど答弁したように、町の資料で土佐の塔に祭られている戦没者のうちですね、沖縄戦、南方諸地域での黒潮町戦没者のそれぞれ何柱かを調べましたが不明でした。

それで、高知県の担当課に問い合わせを致しましたが、市町村別では、先ほども言いましたが 547 柱ということが分かりましたが、沖縄戦、南方諸地域別の戦没者数については資料がなくてですね、分かりませんでしたでは回答にならないということですが、どうしてもこの戦没者の個別ということは分からないという回答でご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番 (矢野昭三君)

分からないで結構なんですよ。それでいいんです。分からないでした言うとおかしいなるんで。

じゃあ、カッコ2番ですね。

この土佐の塔をどのようにお考えですかね。

先のその戦いっっちゃうのは、中身が私たちはほんとのことは分かっておりません。ただ、新聞、テレビ、雑誌等でまあ多少なりに、部分的に知り得ることができるかなと思っておるんですが、現実には大変な数の尊い命が、この後に続く、こんにち栄えておるわが国、私たちのために、その戦いによって失われたわけでございまして、その土佐の塔が沖縄にあるわけです。

平成何年ごろやったかな、高知県知事さんもそこに礼拝に行かれておりますね。これはですね、平成17年ですか、時の知事さんが行かれております。これは高知県遺族会の主催によるものに付随して参画されたということになるかと思いますが。

また、この高知新聞の資料によりますと、サイパンで天皇陛下が、これお参りいうんですか、礼拝に行かれたという記事も、10月8日付の記事でございましたが。

黒潮町長としてですね、土佐の塔、どのようにお考えかお尋ね致します。

議長 (山崎正男君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは戦没者・遺族についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘の土佐の塔についてでございますけれども、昭和31年に、当時、高知市議会議員でございました津村氏が沖縄を訪問し、慰霊塔建設を發起。その後建設をされた高知県戦没者慰霊塔が前身となりまして、昭和41年、維持管理の向上を目的にあらためて施設整備をするため、高知県戦没者慰霊、土佐の塔建立期成同盟会が発足。同年11月22日に完成の運びとなり、同月24日には除幕式ならびに慰霊祭が執り行われております。

以降こんにちまで、毎年11月に、公益財団法人高知県遺族会の主催で慰霊祭が開催されておりました、その際には高知県関係者のみならず、地元八重瀬町の関係者や地元の代表のご参列をいただいているそうです。

この除幕式、慰霊祭におきまして、建設にご尽力を賜りました高知県戦没者慰霊土佐の塔建立期成同盟会の会長が、その祭文でも言及されておりますように、世界悠久の平和と民族永遠の繁栄につながり、諸氏の御霊が安らかに鎮まりますこと。これが、この土佐の塔の建立の目的でありまして、知事以下市町村長が期成同盟会役員に名を連ねていることから、全県的な総意の下で建立されたものと認識をしております。

ここにあらためて、英霊の御霊の安らかならんことをお祈り致しますとともに、現在、現地で管理をいただいております公益財団法人沖縄平和記念財団をはじめ、慰霊祭にご参列を賜ります八重瀬町関係者の皆さまをはじめ、地元の皆さまに心より感謝を申し上げます。

議長 (山崎正男君)

矢野君。

4 番 (矢野昭三君)

じゃあ、その3番へいきます。

前々の議会から質問を重ねておりますが、この遺族会との協議による、遺族会の運営、そして恒久の平和を願うためのこの平和の公園建設。それから、既にできておりますが、大方、白田川、佐賀で、少し忠魂墓地等についての取り組みが少し違っておるように思うわけですが。

いずれにしましても、時間が経過してまいりいまして、その組織の運営や墓地の維持管理がなかなか大きな課題になっております。そういったことを踏まえて、この町として平和公園問題を絡めてどのようにお考えか。

質問致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは矢野議員の質問にお答え致します。

黒潮町の遺族会を構成します3支部の代表者の皆さまにお集まりをいただきまして、現在の支部の活動状況ならびに構成状況及び今後の見通しについてさまざまなご見解をお伺いさせていただいたところです。

やはり会員の高齢化及びそのための活動低下が課題であるとの認識、ならびに今後の行政の積極的関与の必要性について共通認識が持てた、そのような協議となりました。

ご質問でご指摘をいただいております、慰霊祭や平和公園、忠魂墓地の管理等、個別具体事例につきましてはまだ今後の協議を要するところです。しかしながら、遺族会の皆さんのこれまでのご活動は誰かが受け継いでいかなければならず、その在り方につきまして遺族会の皆さまと協議を継続してまいります。

また、この今後の継続協議につきましてもご了承をいただいたところです。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

最近の情報によると、来年は元号が変わるといふ。元号、どういう元号になるか分かりませんが、ぜひ来年へ向けてですね、元号が変わる平成最後の3月にはですね、一般質問、3月で終わるんですよ。来年の。それへ向けて、遺族やご英霊が心が安からんことを願い、何とかもう一歩足高く踏み出していただくことを願っています。この分についての質問は終わります。

3番、介護福祉についてです。

先の議会でも、私、質問しておりますが、これは介護職員対策はどの程度進んでいるか問います。

何か、介護人材確保協議会を発足して、その取り組みに進んでおるといふような答弁であったと思います。そして、今年度中の補正、または来年度の当初予算に計上したいと。

そういった答弁をいただいておりますが、これはどの程度進んでおるか問います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の3、介護福祉についてのご質問のカッコ1の介護職員対策について、通告書に基づきお答え致します。

介護保険制度は、今年度から第7期介護保険事業計画がスタートしており、全国の事業計画を基に、厚生労働省が将来必要となる介護人材の推計数を今年の5月に公表致しました。

それによりますと、2020年度には介護職員が約216万人、2025年度には245万人が必要となっており、今後は年間6万人程度の介護人材の確保が必要とされています。

2025年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、医療、介護ニーズが今後飛躍的に増加していきまるとされています。厚生労働省はニーズの増加に併せて、介護、医療の支え手の医療、介護従事者も増加させなければならないとしています。

しかしながら、介護現場はいわゆる3K、きつい、危険、汚いの現場でありながら、給与が低いとの指摘もあり、現在でも人材の確保に苦慮している状況です。

厚生労働省は、介護人材の確保ができるように、今後、年間6万人程度を確保していく方向で、介護職員の処遇改善や多様な人材の確保、育成、そして、離職防止、定着促進、生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受け入れ環境整備などに取り組むとしています。

また、多様な人材の確保、育成につきましては、生活援助中心型のサービスに従事する人向けの研修の創設や、元気な高齢者を介護サポーターに登用する仕組みなどが行われるほか、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修から、研修受講後のマッチングまで一体的支援や、介護福祉士養成施設における人材確保の取り組み支援などにも力が入られます。

こうした社会的背景の中に、黒潮町としましては介護人材の確保は必要不可欠と考えております。そのため、来年度の町の取り組みとして、高知県中山間地域等ホームヘルパー養成事業によりヘルパーを養成する方向で検討を進めております。

一人でも多くの方にヘルパーの資格を取得してもらい、黒潮町を担う専門職としてご活躍いただきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ちょっとね、これ私も介護職員対策がどの程度進んでいるかですので、どの程度進んじゅうかなんですよ。

この年度は、今、30年ですわね。30年度ね。だから、もうあと半分ないですわね。あと3月。

介護職員が不足しておるといわれておるのはこのずっと前からいわれておって、先にも私はこの対策をどうしますかということ質問しておるんですよ。これは6月議会ですわね、私の。介護保険の実施状況を調査、評価し、必要な措置と介護職員不足対策としての待遇改善ね。また、包括支援センターは住民に寄り添い敬愛する姿勢が必要ではないかという質問に対してですよ、評価は福祉なので数字は表せない。賃金体系や職場関係は外部がしっかりと評価をするため、介護人材確保協議会を発足。そういう答弁があるんですよ。それで、今年度中の補正、または来年度の当初予算に計上すると。こういう答弁をいただいておった。それを議会広報で流して、広く町民に見ていただいております。それどころか、これはパソコン通じて全国ネットで流れておる。議事録も流れておる。テレビでも流れておる。そういう中の答弁なんですよ。

それがどうなっておるかということ、どの程度それが進んでおるのか。今年中の補正ができるのかできないのか。来年になるのか。そのへんはね、きっちり答えてくれないけませんよ。

どうですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほど答弁の中で、来年度の取り組みとしてヘルパーの養成事業ということで、来年度の当初予算に計上をする予定です。

以上です。

（議場から何事か発言あり）

すいません。答弁の中で答弁漏れで。

今年度の進ちょく状況と致しましてはですね、まず、介護職員の人材確保ということで、なかなか幅広い人材いか事業所との協議も必要となってきます。

まず、町として何ができるかという協議を行いまして、それではまず、ホームヘルパーの初任者研修の取得により、一応人材確保ということを来年度行うこととしております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

私はね、質問はね、介護職員と言ってるんですよ。介護職員と。

それをわざわざヘルパーというもんだからね、私は分かりにくい。漢字で質問しちゃうがですよ、介護職員と。それを答弁がわざわざね、片仮名なんですかね、言えば介護職員というのはヘルパーということのイコールなんですかこれ。私、分からない。

それで、その事業所との協議が要るとかいうことですけど、その事業所というのは具体的にどこなんですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

ホームヘルパーの事業所としては訪問介護サービス事業所としてですね、黒潮町では社会福祉協議会の訪問介護事業所、それから四万十市では医療法人島津会の幡多病院訪問看護、以下、13 事業所。

それから、四万十町の指定訪問介護事業所として、青木ほか5 事業所等となっております。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長、よろしいですか。

もう次へ移ってよろしいですか。

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

すいません、答弁漏れがあったようで。

介護職員イコールヘルパーかということですが、イコールヘルパーではございません。介護職員としてはですね、介護事業所等に従事する職員ということになります。

ヘルパーにこだわったのは、町として来年取り組むということで、ヘルパーの方で答弁をさせていただきました。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

ずっと訴えておるようにね、初めから、片仮名は困る。漢字で質問しておるんでね、漢字で答えてもらわんと困るんですよ。それみんな、このテレビ見ようがですよ。何回も見ゆう、テレビを。私はだからそういう面できっちり、これは漢字で答えていただきたい。そういうことですよ。

で、介護職員が不足しておるということはいわれておるもので、あなた任せでは困るんですよ。行政として、その責任が必要なんです。取る必要がある。介護保険法はね、尊厳ということが保障されなければならない。



その目的は、生活できない人が困っておる。それはね、みんなを年金の中から天引きされておるんですね。介護保険料というのは、

だから、先ほど冒頭に言ったようにね、福祉は享受できないと駄目なんですよ。前文ですよこれ。公共の福祉のために税金を徴収しようが。介護保険料はね、差し押さえできるんですよ。やろうと思えば。それだけ重たいもんをね、みんな払ってるわけですよ。だから、事業所任せみたいながは、わし困るように思うんですねこれ、住民が。行政としては、ここまでやりますよと。できないところは、そういう業者さんですかね、事業者さんですか。そこといつまでにこの問題について協議し、その結果を住民に対して、心配のない暮らしができるように、尊厳が保持できるように努めていけますよと。そういう答弁をいただきたいわけです。それは、私はええ町。人が元気な町、自然な元気、地域が元気、そういうことやないんですか。

もうちょっとその、黒潮町としてどこまで頑張ってるんだということをね、お答え願いますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

介護人材の不足というのはですね、全国的にも、国の方としても不足はしているということで先ほども答弁をさせていただきましたが、どうしても介護職員となればですね、やっぱ事業所の方と、事業所の雇用というようなことにもなっていくと思います。

そのために、介護事業所の方をお願いというか、職員確保をしてくださいというような形でお願いもしていきたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

尊厳をね、尊厳なんです。法の目的が。私が勝手に言いようわけじゃない。法の目的は尊厳。一人一人の尊厳、いかに保持するか。

だから、介護職員対策はどの程度進んでいるかというところの分は、どこかの事業所をお願いする。それが答弁なんですかね。ちょっと私は疑問ですね。ええ。

だけど、時間のこともあって次へ進みますけどね、それまあ一回ね、よく考えておいてくださいよ。我々の主人公は住民です。そこのところはどんな状態に、病気になろうが何になろうが、年金から天引きされとるんです。介護保険料は、そういう状況にある、いわば税とおなじもんですからね。それを納めておるんで、義務を果たしようわけよ。だから、それに応えるように一層頑張っていたきたいと思います。

それでは、次へ移ります。4番ですね、防災対策でございますが。

1番の、佐賀漁港の泊地の排水口から高波が遡上して人家などに被害が発生している。対策を問いますと。前の議会での答弁ではね、検討するという事になっておりましたね。

どの程度検討されておるのか大変楽しみでございますので、答弁よろしく願います。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは矢野議員の4、防災対策のカッコ1、佐賀港の泊地の排水口にかんする被害対策についての質問にお

答えします。

佐賀漁港内には大きな排水口が2つあり、日常的には雨水や用水、生活排水が流れ込むようになっております。荒天時には降雨で溢れた内水をいち早くこの漁港泊地に排水し、災害から私たちの暮らしを守る施設であります。

しかしながら、指摘のように台風時や満潮時において高波が押し寄せる場合には、排水口から海水が遡上し出口をふさぎ、浸水被害が発生した事実もございます。

これらの回避のための方策として、1つには排水処理能力の向上対策。2つには漁港内に入る高波を阻止することだと考えられます。

まず、排水対策の処理対策につきましては、現地調査を行った上で漁業関係事業で導入できないか、現在検討しているところでございます。

調査に当たりましては、過去の被害状況、あるいは流末処理、そして流下面積等と、非常に専門的な検討が必要でありますので、現在そういう準備をしているところでございます。

次に、漁港内への高波の侵入を食い止めるには、まずは漁港内の静温度の向上対策が必要であると考えております。漁協や漁民の皆さまの声を聞きながら、防潮堤などの拡充など高知県と協議を開始しており、要望活動も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ちょっと、2番にかかわるような部分あるかなと思ったんですけど、まあこれはカッコ1番は、わが町が関連責任がございますので、まあそのような方向でやるということで了解致しましたが。

次の2番ですね。カッコ2、鹿島の鳥居の前から漁港内へ極めて強い波が侵入し、大変重要な財産が被害を受けている。透過堤、不透過堤の検討はどの程度進んでいるか問うということでございます。

私の持っている資料はですね、これはちょっとカメラに映ってると思うんですけど、平成27年5月28日ですね、漁民の方、議員の方、県当局の課長、それからチーフ等々に来ていただいて、漁民が声掛けたんですよ。漁民が声掛けて、本課の課長さんも来てくれた。大変なことですね。

そのときの、低気圧がですね、先ほど同僚の議員も言ったんですけど、ここにある堤防じゃいうのは全部東からの波に対しての構えです。まあ、ご承知と思うんですけどね。ところが問題は、4、5メートルの波であれば東の波だけでええんですが、それを越えてまいりますと、ちょうどイシバリ公園の辺りが岸壁になってます。岩場ですのでね、そこからずうっと入り込んできたやつが、中の灯台、昔、赤灯台言ったんですが、そういう所。泊地の中が大荒れでね、船が泊めれない。泊めると傷む。そういう状況にあつて、これ傷むと大変、船なんか高価なものですから、あとどうしようもない。事業を始めるにも大変なんですよ。

そのときの一応の結論的な話は、その透過堤にするのか、不透過堤にするのか検討をします、ということで話は終わっておったんですね。

これはしかし、どうも最近、県の当局にお伺いしてもですね、話が進んでおるように聞こえないんですが、どうですか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは矢野議員のカッコ2、透過堤の検討どのように進んでいるかについて質問にお答え致します。

議員から質問のありました、鹿島の鳥居の前からの透過堤、波消しブロックにつきましては、これまでも荒天時における波浪による静温度の悪さがたびたび指摘され、幡東水産振興会を通じてまた現地調査を行うなど、町及び漁協、土木事務所を含む県の関係者と幾度となく協議、要望を重ねた経過がございます。

これらの一連の経過の中で、県は平成24年度に佐賀漁港内の静温度検討を行い、その調査結果を基に関係者合意の下、施設整備に係る投資効果や事業費の観点から、不透過の防潮堤整備より負担の少ない護岸消波工の整備を行うことになり、平成25年度に漁船航行に支障のない護岸全面への消波工の設置57メートルに着手しております。

しかしながら、事業推進に際しては高度の圧迫感から漁民の方の同意が得られなかったため、事業が途中で止まった状況であります。今年は相次ぐ台風襲来で、荷さばき所裏側の東防波堤付近でも被害も発生し、泊地を含む静温度の向上対策は緊急の課題であると考えており、佐賀漁港区域には蓄養水面もあることから、伊与木川からの淡水や土砂流入も懸念され、途中で止まっている消波ブロックの事業が円滑できるよう、明かりや安全ブイの設置、そして新たな消波ブロックによる突堤の追加など、対応策についても県、漁協、関係者との調整を図りながら要望してまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

これ課長、どの程度進んでおりますか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは質問にお答え致します。

先般、土木事務所との協議の中で、いわゆる現状把握について費用対効果の面で鹿島の鳥居から、いわゆる不透過の施設をやると、かなり跳ね返り波で一点、費用対効果の面。それから、先ほど言いましたように伊与木川からの河川がそこでせき止められて、土がそこで沈下したり、あるいは活餌水面への影響が大きいのではなかろうかという議論をしたところでございます。

で、具体的にそこに消波ブロックをやるのかとかいう協議はまだ担当レベルではしておりませんが、現状の消波ブロックの300メートルのうち57メートルを施工しておりますので、そこについて一定のそういう成功すると、佐賀の泊地の内においてはより今よりも静温度が向上するという予測もありますので、そこは具体的な安全対策を取りながら要望をしていきたいと考えております。

なお、それはなかなか考慮のあることでありますので、そこで調整がつかない場合は新たな、いわゆる消波ブロックと透過堤の施工について具体的に、費用の面はありますけれども、県と協議の場を何回か持ちながらやっていきたいと考えております。

なお、具体的には今月末にも幡東水産振興会でそのような要望を挙げていく予定でございます。町内の漁港も込めて挙げていく予定でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

じゃあ、次のカッコ3番へいきます。

港湾の口が被災して大きく開いて、東からの強い波と、南の岸壁から跳ね返った強い波とが港内で一体になっております。これ28年ですかね、低気圧が発生して、この沖通るときに私、現場へ立って見たんですが、一体になり侵入しですね、被害が大きくなっております。

これはもう相当以前からですね、東の波対策はいいんですけども、4、5メートルだったら持つんですよ。それを越えて10メートルくらいになってくるとね、公園の下の岸壁へ跳ね返ったやつがそのまま北上するんですよ。東へまともにより返らんので。東への波が大きいので。それが泊地の中へどんどん入っていく。その対策が急がれておるわけです。そこをね、早くやっていただかないと。

これは前回のとき、28年のときの被害状況ですけど、これ大変なものでしたね。今回の、今年の21号ですか、それでもまた、災害復旧した所でまた傷んどうる。同じことを繰り返す状態ですね。それは沖の波を止めてないからそうなるわけで、もう原因は分かっているんですよ。要は、いつやるかやらんか。そこらあたりをですね、責任は県当局にあるわけですので強く訴えていただきたいわけですが。

来年度へ向けてどのような期待を持っていいですか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは矢野議員のカッコ3、港湾の口が被災し大きく開いて、岸壁から跳ね返った強い波と一体となり浸入し被害が大きくなっている対策にかんする質問にお答え致します。

質問のありました佐賀漁港、あるいは佐賀港湾には港湾区域がありまして、港湾区域の外郭施設には巖島及び鹿島防波堤があり、これらは高知県が平成25年度に実施した定期点検において消波工断面の減少や欠損している消波ブロックが多数見られるとの報告が挙がっております。

この要因として、これら防波堤の沈下、移動、性能機能から、港湾内に強い波が浸入、被害を大きくしているのではないかと推察します。

現在のところ、県は新たな港湾整備計画は持ってないようですが、既存施設の維持管理につきましては、今年度に予定するこれら防波堤等定期検査において施設の性能低下等を評価する予定と聞いており、精緻な調査を基に適切な維持管理を行ってもらうよう要望していく所存でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

相当強く訴えていただかないと、県は通常管理の中では予算がないんです。通常管理の中でやろうとすると予算が、高知県の中のまあ引っ張り合いになるわけですので、大変骨が折れる。

そういうことを踏まえて、やはり言うべきは言うということからですね、要望をきちっとしていただきたいわけですね。要は、我々の主人公である町民が困る。困らないようにしてもらわないかん。その仕事をしていただきたいということですが。

次に、4番ですね。

鹿島から南に伸びている堤防の計画高と現在の高さを問います。

どのような状況にございますろうか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは矢野議員のカッコ4、堤防の計画高と現在高にかんする質問にお答えします。

議員から質問のありました防波堤は、鹿島防波堤2と航路を挟む向かいの巖島防波堤のことだと思われます。

このうち鹿島から接続している鹿島防波堤2につきましては、延長260メートル、天端幅14.4メートル、観測基準面からのいわゆる高さはDLプラス7.5メートルが計画高であります。

ちなみに、さらに南の巖島防波堤2につきましては、延長が130メートルの一部混合堤であり、天端幅11.8メートルで、DLが7.0メートルが計画高であります。

現在の堤防高さにつきまして土木事務所に確認しましたが、定期点検においても近接目視であり、その高さ管理は数値をもって管理していないということでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

現在確認できてないという部分については、それはもう確認してもらうしかほかにはないわけですが。

ただ、町としてもですね黙ってるわけにはいきませんので、この飛行物体、ドローンですね。そういったものを使って、その現状を空から把握すると。

そういった努力もしてほしいわけですが、いかがですか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではお答えします。

即、ドローンをもってすべての、まあ被害の大きい施設についてのいわゆる観測がどのようにできるのかどうか、ちょっと私もそういう答えを持っておりませんので。

まあ、将来的にはそういうものを使って定期観測、あるいは点検することは非常に重要なことだと思っておりますので今後検討はしていきたいと思いますが、現時点においてそのことをすぐに導入する考えは、私の方では考えておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

それでは、5番へ移ります。

堤防は災害復旧の対象になるには風力、波高ですね、要因になりますが、測定する機器はどこに設置してるか問います。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは矢野議員のカッコ5、測定する機器をどこに設置しているのかにかんする質問にお答えします。

まず、水位を測る潮位計、これが観測地点ではございます。県内にはなりますが、東から室戸岬、高知、久礼、土佐清水の4カ所でございます。

次に、波の高さを測る観測地点は、東から室津、高知、上川口となっております。

これらの波高潮位計の設置目的としましては、防災情報の収集、津波、高潮、台風などの異常気象の把握、港湾施設等の陸域における土地の高さの確認。具体的には、地盤が隆起、沈下していないかの確認。そして潮位の変動確認。潮待ちや作業に新たな整備する施設の高さを決定する際に確認します。なっております。

これらの目的のため高知県近辺では、先に申し上げたように、沿岸域である海部灘、土佐湾、豊後水道近辺に、最小限かつ満遍なく設置している状況であります。

今後についてですが、維持管理上から近接で気象庁などの観測所がある場合は廃止を検討しているようで、実際、足摺の潮位観測所につきましては気象庁の土佐清水があることから、庁舎移転に合わせて廃止をしたようでございます。

このことから、今のところ佐賀港へ潮位計を設置するということはないと思われま。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ここで言う波高とか風力については、この付近にはない。

上川口にあるのは、裏に入野の浜があるものでね、波が高くならないんですよ。砂が吸収する、波を。ところが佐賀の方はね、押し寄せた波でそのまま跳ね返す。だから高い。そういうことはね、県も分かってるんですよ。分かっておるけれども、やらないところに問題があるんですね。

だからこれはほんとにね、今ある財産ちゅうのは多くのみんなが漁場を提供し、漁民が漁場を提供し、多くの人のその汗と労力、お金とで出来上がったものですので、それを守って活用していくこと。それが、黒潮町民が生活を豊かにできる元になるものと考えております。ほんで、福祉の享受なんですよそれも。予算のね、予算すべて100億が福祉。それが享受できないといけないわけですので、ぜひこれからも県に対しては多くの皆さんも声を結集して。町も負担金払っとるんですよ。この港には。だから自分たちの財産ですのでね、それがいつも使いやすい状態にある。これが必要がございますね。頑張って、この改善に取り組んでいただきたいと思ひます。

それから、カッコ6の、避難所の裏山はこう配が30度以上の所が多い。避難所の安全対策は十分か問ひます。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の一般質問4、防災対策についてカッコ6、避難所の裏山はこう配が30度以上の所が多い。避難所の安全対策は十分か問ひ、のご質問にお答え致したいと思ひます。

議員ご指摘のこう配30度以上は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、同法施行令により規定されております。

規定では、住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、イエローゾーン。住民等の生命、財産、または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンとして定められております。

黒潮町の指定避難所119カ所のうち、33カ所の避難所が土砂災害警戒区域、イエローゾーンに指定されている範囲に位置してあります。

現在、高知県では調査を進めておまして、土砂災害警戒区域、イエローゾーンの追加、さらに特別警戒区

域、レッドゾーンの指定がされることから、警戒区域内に位置する避難所は今後増えてくるものと思われます。

土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンに指定された避難所については、代替施設の指定やハード整備対策等を検討する必要があると考えております。

その他、警戒区域、イエローゾーンの避難所については、絶対に安全とは言えない状況にありますが、裏山の高さ、施設の形状、範囲の位置によって影響を受けにくい施設もあることから、検証、点検を行う必要があると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

これ、心配な所があるということでございますが、補強対策は考えてないですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

先ほど申しましたように、そこにある避難所というのが 33 カ所ございます。

それに対して、現状ではハード対策といったことは考えてございません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

考えて、後が分かりませんでした。

もう一回。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

現状では、ハード対策をするという考えはございません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

避難場所として指定した以上ね、行政の責任があるんですよ。そこで事故があったときどうなるのかいうことを考えた上で、今後の行政施策を展開してもらわないと困りますので。

ちょっとこれ時間がないので飛びますけどね、これ、心配です、何もしません、ではいけませんね。避難所なんですから行政責任ありますよ。ごっぼりそこに。だからどうするのか。これからですね、できるだけ早くその対策に取り組んでももらわないと住民は避難できませんので、そこらへんは頑張ってもらいたいと思いますよ。

次いきます。カッコ7ですね。

砂防の流路工天端から転落し重大な事故があったと聞くが、安全対策は十分か問います。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の4番、防災対策についてのカッコ7、砂防流路工の安全対策についてのご質問にお答を致します。

議員ご質問のとおり、市野々川地区への砂防流路工への転落事故につきましては、過日お聞きをしたところでございます。

現地の流路工につきましては、昭和56年6月20日に砂防指定を受けまして、高知県において猿谷川勾配砂防工事の流路工として、流末は人家沿いに施工したものでございます。

流路工の高さは1.6メートルほどありまして、現地には転落防止柵が設置されておらず、流路工沿いの通路より転落をされたようでございます。

つきましては、早急に転落事故の状況を精査の上、高知県幡多土木事務所に二度とこのような事故が起きないように、再発防止対策として転落防止柵の設置について強く要望を行い、地域住民の人命と日常生活の安全、安心を確保するよう取り組んでまいります。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ほかの場所を調べたら、ちゃんとやっとなともあるんですね。防護柵は。

だから多分ね、担当はやりとうてたまらん。しかし、引き継ぎが何かのときにうっかり忘れたとか、そういうことが考えられますので、まあ記憶をたどっていただいて安全なものに、防護柵ない所については安全なものにしていくように、町内全部を見渡してもらいたいと思います。

8番へいきます。

町が運営するテレビ放送を活用し、幡多十景の鹿島ヶ浦や、そこで目にする自然の猛威を放映するか。また、県内のテレビ局に対し、それらの情報提供などをするか問います。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは4、防災対策について、カッコ8、町が運営するテレビ放送を活用し、幡多十景の鹿島ヶ浦や、そこで目にする自然の猛威を放映するか。また、県内のテレビ局に対しそれらの情報提供をするか、とのご質問にお答えしたいと思います。

まず、町内の風景のテレビ放送について、番組と番組の間にショートプログラムとして町内の風景を放送しております。可能な限り季節に合った映像を流すようにはしておりますが、常時流せるものとして30本程度映像のストックがあり、鹿島ヶ浦の風景もそれに含まれております。

また防災対策として、現在町内に3カ所、定点カメラを設置しております。設置場所は、伊与木川の映像用として総合センターの屋根上に、白浜海岸の映像用として特別養護老人ホームかしま荘敷地内の鉄塔に、浮鞭海岸の映像用として国道56号線沿いの国土交通省定点カメラ設置鉄柱に設置しております。ただし、これらはテレビ用ではなく、ウェブカメラで黒潮町公式ホームページにて映像を流しております。防災対策用としてだけでなく、町外在住の黒潮町出身者が故郷をしのぶため、あるいは観光客やサーファーが波の様子を知るため活用されており、ホームページの人気コンテンツの一つになっています。

当該カメラ映像をテレビ放送するには、テレビ放送用の映像信号に変換する機器や専用線が必要となります。



さらに、現場の定点カメラの仕組みでは技術上、テレビ放送映像として流すこと自体が困難となっております。ただし、現在の定点カメラについては対応年数が経過しており、来年度以降、増設も含めて定点カメラの公開を検討しており、テレビ放送も視野に入れたカメラの設置が可能かどうか検討材料として踏み込んで設計していきたいと考えております。

また、県内のテレビ放送局に対しての情報提供は、要請があった場合について、状況により対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

質問は、自然の猛威を放映するかということで挙げておりますので、その点についてお答えにいただきたい。

というのは、その猛威の最中はですね、人間がなかなか行けない。だから、そういう所へ機械を置いていて記録し、その後の災害復旧工事なんかのときに資することが有効であると考えます。

それから、そういったことをやっぱり県内へ流してですね、情報提供することによって、こういう災害も起きておりますよということを知っていただくことが必要であると。測量機器が、観測機器が置いてない所があるんですからね、だからそのためにも必要やと。

その要求があったとき出すんじゃないしに、能動的に出す。そういう姿勢が私は必要であろうかと思うんですよ。今、行政も自由競争の時代に入っております。だから PR、宣伝ですね。それが必要です。

だから、まあ一回課長、その自然の猛威という点について、そのときについて活用したらどうですかということが質問の真意ですので。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

自然の猛威等、何らかの形で映像が撮れて、それが有効に活用できるということであれば、十分そこに資するところになると思いますので、それにかんして状況に応じて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

それでは5番、産業の振興についてに移ります。

カッコ 1、佐賀漁港の蓄養区域に蓄養網の固定、アンカーというて書いちゃうですけど、これは誠に申し訳ない。私が片仮名使ってるんですが、いかり、固定装置と、このように読み替えしてもらいたいと思っております。が必要です。整備計画を問います。

これはもともとですね、蓄養区域として漁港計画の中で位置付けされた区域でございまして、それをいつもいつもその漁民がですね、あるいはその利用者が、お願いするような話ではないと私は考えております。きっちりと計画の中へ位置付けて、やるべきものはやる。それを活用して事業を展開し、産業振興につなげていくということが町の発展だと思うんですよ。

その点についてお聞きします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、5、産業の振興についての1、活餌、いけすのアンカーについてにかんする質問にお答えします。

カツオ一本釣り漁業には、活餌としてのイワシは欠かせないものであります。そのため、町としましてもカツオ一本釣り漁業の操業を支援し、町内への水揚げを促進するため、平成26年度から黒潮町活餌供給機能強化対策協議会を組織し、長崎県佐世保や岡山県家島、愛媛県等からイワシを買い回し、活餌供給事業を実施してきているところでございます。

本年は、夏場の豪雨、台風によって非常に高い波が押し寄せ、佐賀漁港防波堤の内側に設置している活餌事業のいけすでは、アンカーが流される、またはいけすの支柱が折れる等の被害が発生しました。

対策としましては、いけすの強度を高める補修を実施するとともに、同協議会の中の議論において、コンクリート製のブロックを締めることで台風時にも耐え得る重しとする案が出されたところでございます。

一方で、そのようなブロックを設置するには、作業船による移送など多額の費用が必要なことから、いけすに対して重量のある重しを設置することで波に対してある種の柔軟さが失われ、むしろいけすに被害が出やすいのではないかという懸念が示されたことから、被害の出やすい夏場には陸揚げなど設置場所を変更することで対応することに、結論としてはなりました。

いずれにせよ、活餌事業に従事してくださる漁業者の方が作業しやすいいけすとするために、協議会の議論を通じて引き続き取り組んでいく所存でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

そのカッコの2番へ移ります。

そのイワシ活餌が全国的に不足し、県内外の漁船が佐賀の活餌を求めて入港している。イワシ活餌事業による経済、印象、観光などの経済効果を数字で積算しているか問います。

具体的にですね、どういった効果が挙がっておるのか。これは投資効果、最近いろいろ言われておりますが、私は相当の効果が挙がっておると思うんですが。

そのへんをお聞きます。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ2の活餌事業の経済効果にかんする質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、黒潮町活餌供給強化対策協議会を組織し、現在、活餌事業を実施してるところであります。

直近でも、漁場が足摺沖の比較的近海に形成されておることから、県外船の三重県や、県内でも町内及び土佐清水、中土佐、土佐市をはじめとする多地域のカツオ船が入港し、活餌を購入し操業しておりました。

すべての漁船が全漁を町内に水揚げするまでには至っておりませんが、その際、燃油や氷の購入、船員の日用用品など、数字では把握しておりませんが関連する経済効果は幅広く存在します。

また、活餌供給事業を実施することでカツオの水揚げが大きくなれば、地元でカツオを召し上がっていく機

会が増えますし、大型船の漁船が数多く入港する壮観な風景は町のPRと観光資源にもなります。

このような相乗効果も期待できることから、活餌事業につきましては今後も引き続き取り組み、そして、より安定的な供給体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

これね、経済効果がどうであるか積算しちよりますかという。積算やっちょりません言われてもね、なかなか困りますがね。

3月議会でもいいですからね、答えてもらいたいと思いますよこれは。重要なことなんですね。たくさんお金も、国費、県費、町費、そして漁民のお金、漁場の提供、そういった大きな力をもって出来上がった港です。当然そういった効果が、私、挙がっておると思うわけです。あれがあることによって災害も減ってきました。やはり地域で生きる者にとっての、一つの心のよりどころみたいなところがございます。それらをきちっと評価してこそ、私はこんにちの行政が住民に答えるものであるかなと思っておりますので、3月でいいので一体水場がどうなっておるのか。そこで、市場で働く人はどうなっているのか。中の商店街についてはどうなっているのか。そういったことを評価としてですね、私は示す必要があると思います。

それは何も佐賀だけやないですよ。町内には港いっぱいあるんです。入野にもございます。これは町営です。それぞれやはりね、評価していくことが、私は今ここで生きるお互いがよね、夢とか希望につながっていくと、そんなふうに考えますので。3月にはまあ一回やりますよ、この質問は。

そういうことで、質問を今、通告予告しましたので次へいきましてですね、ここの産業振興のですね、このカッコの3番。

自動車専用道供用を記念し、鈴漁港をはじめとする町内の漁業、農業振興等にかんし広く住民の声を聴取する会議を興し地域づくりに取り込むか問います。

ずっと以前は水産振興協議会とか農業振興協議会、林業振興協議会とかいう、行政がそういう会を組織してですね、みんなの声を聞く場をつくってました。現在、そういった会がどの程度できておるのか私は確認はようしてないですけど、ここに住んでおる人がやっぱり意欲とか夢ですね、それを語れる場いうものがどこにあるかなということを考えております。それはぼつぼつあるかも分かりませんが、まあ私が知る範囲ではちょっとあまりないように思うので、そういったものが固まっていくと町としての力が備わっていくというふうを考えております。

この点について、カッコ3についてですね、地域づくりにどう取り組むか問います。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ3の地域づくりの会議にかんする質問を、水産分野における答弁をさせていただきます。

水産業によりましては高知県漁業協同組合の各支所には直接出向き、個別の要望の吸い上げ、そして漁師の方々との協議を精力的に行ってきた経過がございます。

そして、今度始まる浜活プランの中でも、いろいろな漁民の方々の意見を聞きながら、次期計画に反映するような取り組みを進めております。これにつきましても黒潮町において現場の意見に根差し、施策の企画立案を実施して行くため、適切な現場の会議の場において協議会の機会を持ち、正確なニーズ把握に努めてまいり

たいと考えております。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは矢野議員のご質問にお答え致します。

農業を振興する立場と致しましては、黒潮町全体の産業の中の一つの核となっていけるよう、農業振興に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

現在の農業部門では、農業振興策を検討協議しております黒潮町担い手育成支援協議会や、認定農業者で組織しております認定農業者連絡協議会等との組織の中でですね、他の産業、漁業や林業などと連携できるところを今後は検討、協議をしていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ぜひ、にぎわいのあるまちづくりにですね、今以上に取り組んでいただきたいと思います。

人はだんだん減ってきておりまして、人口も減る。高齢化も進展する。まあそういう状況にございますので、全国的にどうだこうだいうこともよく聞きますけど、やはり黒潮町は黒潮町としてどう生きるんだというのが必要でございますので、ぜひそういう気運を盛り上げて町の振興につなげていっていただきたいなど、こんなふうに考えております。

カッコの4番ですね。公園計画等の見直しにより、産業の振興に資することが急がれる進ちょくを聞きますと。

これもですね、まあ町等については都市計画のマスタープランというがですか、平成13年に作ってます。それはまあ道路を中心の狙いとした計画ではございますが、町としての計画はそういう形でできておりますね。

で、公園区域として土地は買収したんだが、手つかず、あるいは用途指定しておるんだが、その用途に応じた動きをしていない。ある所は墓だらけになっておる、いう分もございませぬ。これは何も旧佐賀町だけの問題じゃないですね。旧式大方町も13年にやってるはずなんです。都市計画というのは、道路計画中心に。そのときからも見直しをするように言ってるはずなんです。この最近も私には、ちょっと塩漬けの土地対策何とかならんもんかのう、という話はお聞きしてございませぬ。

そんで、そこへ縄張りしますとね、これ排他性があるもんで何も入っていけないんですね、本来。

それならば、何かをしなくちゃ駄目なんです。それをすることが経済の発展に資するもの、こういうことです。国は一生懸命、来年度予算についてもあらゆる施策動員して経済対策に努めると。100兆円の予算組んで。しかし、そこで線引き、綱掛けされますと、その目的を外れるとですね、外れて何もできない。そういう状態がずっと続きゆうわけですね。これ、経済の足を引っ張りゆういうことです。そのことだけ言えばね。それはそれなりの理由があつてできないということは思うんですが、ただ黙っておるわけにもいきませぬので、これ都計法と、それからその中にあるところの都市公園。それあたりを速やかに、これ見直ししないんですね。やるんだったらやるで、さっさと投資をしていただきたいわけですね。すると、この町内でお金が回るわけですね。で、仕事ができる。住民の働く場ができる。そういうことにつながっていきますので、これ、このへんの見直しはどんなふうになっておりまするか。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づき、矢野議員の5、産業振興についてのうちカッコ4、公園計画等の見直しにより産業の振興に資することが急がれる。進ちよくを問う、のご質問にお答えを致します。

まず、土佐西南大規模公園は、1972年、昭和47年にレクリエーション都市構想及び広域公園構想の一環として、海洋性レクリエーション基地として都市計画決定以後、長期的な整備事業となっておりますが、この間、全体計画について大きな節目が2回ございました。

1回目は、1982年、昭和57年にオイルショック等の社会、経済情勢の変化を踏まえ、地域利用を柱とした、より現実的な全体計画を立案。全体計画に基づき、部分的に実施設計に着手し、順次整備が進行致しました。

2回目は、1995年、平成7年にバブル崩壊後の社会、開発環境の激変を受け、21世紀を見据えた全体計画の見直しが行われました。

以後、全体計画の見直しは行われておりませんので、現在は、平成7年に策定されました全体計画に基づき、事業が進められているところでございます。

公園区域の見直しにつきましては、長期にわたり事業に着手されていない区域がございますので、この区域の見直し作業を進めていただけるよう高知県に要望を行っているところでございます。

区域の見直しにより、除外されない区域で事業が着手されていない個所につきましては、現状では事業の速やかな実施または公園計画の見直しを行うかの方向性が示されておりませんので、課題として今後も高知県と協議をしております。

ご質問の土佐西南大規模公園施設を産業の振興に資することにつきましては、産業振興、観光振興の視点も反映された公園施設の整備が進められるよう、今後も高知県と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

これも相当時間たっておりますね、都市計画法、あるいは都市公園法、両方が整合性がないといけないと思うんですが。

この県への要望はしないと、当然、管理責任は県にございますのでせないかんけど、いつまでにこれこれをやってくださいという要望はしておりますか。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは矢野議員の再質問にお答えを致します。

いつまでということでございますけれども。この間、高知県とも再々協議は重ねてまいりましたけれども、県下全体の見直し計画との兼ね合いもあり、進んでいないのが実情でございます。

高知県からは、今後は区域縮小に前向きであるエリアを優先的することも検討し、早期の区域変更に向けて進めたいとの考えを示していただいておりますけれども、公園区域変更、縮小につきましては慎重に進める必要があり、変更案を地元関係者へ説明する時期や区域変更完了時期については現在お示しできない状況にある、との返事を受けております。

従いまして、いつまでということもこちら申し上げておりませんが、今後におきましても県とは綿

密に情報交換をしながら、区域の見直し作業を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

ここは都市計画区域も幡東でございまして、高知県全体がうんぬんとか言われてもですね、高知県全体が進まない幡東が変えれないというのはなかなか困った問題ですが。

もう一点ですね、具体的に、当町としてはどういうふうなことをしてもらいたいという具体的な提案をしたことはございますか。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答えを致します。

この区域の見直しのことにつきましては、土佐西南大規模公園の建設促進同盟会、その中で要望活動も行っております。

その中で、公園区域の見直しについては当初の目的を損なわないことを前提とし、自然環境の保全や環境等の活性化に資する事業計画変更を考慮した上で実施すること。また、地域に愛され、共に発展する公園となるよう、地区とのワークショップを実施するなど、民意を反映した取り組みを行うことといった要望しておりますので、黒潮町もこれに沿って要望をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

具体的なその目的ですね、何を何をしてもらいたいという、具体的な固有名詞を挙げてやったことはございますか。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答えを致します。

今申し上げたような内容の要望でございまして、固有名詞を挙げての要望はしておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

それではですね、私の方から提案をさせていただきます。

1 つはですね、よそから来ていただくことも企業誘致も大事でございますが、今、町内で頑張っておる企業をいかに守り育てるかということも大変重要なことやと思うんですね。

なぜなら、ここに税金を払いようわけです。働く人もここにいるわけです。だから、そういった企業が困らないような声を聞き上げる会議をしていただきたいわけですね、まず。どういう要望を持っておるのか。希望

を持っておるのか。企業としてどういう夢があるのか。うろうろしよったらね、町内におれんなりますよ。土地がないから、低い所に。

そういう意味ですね、この公園区域の見直しも考えていただきたい。都会からね、遊びに来ていただくことは大事なことですけれども、それにも限度がありますので。で、じゃあ町内に土地はね、いくらもないんですね。ほとんど網掛けされておまして、目的外というのはなかなかできない。だから、この際見直しをしていただく。そのための会議をね、私は興していただきたいわけですよ。

で、大変大事な企業、町内たくさんございますよ。それね、おれんなるとしたら大変なことですよ。そういったことを踏まえて、ここは頑張っていたきたいと思えますね。県内が全体ということも大事ではございましょうが、まず黒潮町としてどう生きるかということが大事でございますので。それに室長、大変期待をしておるところですよ。これは。だから、土地利用をどうしていくのか。公園計画をどうするのか。13年にやった都市計画の、あれは町民の意思ですわね。町民の意思がそこにあるわけだから、それに添うて県会計画を変更していただく。まず、それが先であろうかと思うんですよ。そういったことを念頭に頑張っていたきたいわけですね。

具体的なものがなければね、住宅用地、企業用地、そして屋内の運動場へ行ったら、まあ、室戸にいいのがありますね。あれ屋内体育館うのか球技場うのかよく分からないんですけど、津波が飛んでこない高さの所にありますよ。ぜひ、佐賀の東公園の方にもそういった土地がありますのでそこを開発していただいて。それらのものも造っていくようにしないとね、土地が広くある所じゃないですので、全体として。そして、トンネルのずりなんかも活用しながら、まちづくりをしていく。その呼び掛けを行政が先やってもらわんとですね、なかなか一人一人の住民が声挙げても届きにくいわけです。

室長、一生懸命答えてくれよりますき、この際、室長の答弁に期待しておりますが、どうですか。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答えを致します。

今現在、その個々のことについてお答えするような状況にはございませんけれども、高台の有効利用というものは大変重要なことでございますので、今のご意見も踏まえて、今後検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

長々と質問致しまして。ちょっと前回休んでおりましたので、最初の出だしのところもちょっと調子が悪く失礼したわけでございますが。

要は、新町立ち上げのころに、ええ町をつくろうやないかという合言葉の下に、私もこの場で発言はさせていただく機会を与えていただいておりますので、できるだけ多くの皆さまが暮らしやすくなるように。黒潮町で暮らして良かったな、そういう声が多く聞こえるように努めておるつもりでございますので、これからも町長はじめ皆さま方の力を今以上に発揮していただいて、町の振興、発展に努めていただくことを願ひまして質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 16時 42分